

特集

多様性と 新たな成長

— シンポジウム —

「成熟」と「多様性」を力に

— 特別BBLセミナー —

日本の新たな成長戦略と世界経済（デール・W・ジョルゲンソン教授）

— Research Digest —

応急仮設住宅の建設と被災者の支援

多様性と新たな成長

シンポジウム

METI-RIETI シンポジウム 「成熟」と「多様性」を力に
—価格競争から価値創造経済へ—

BBL 開催報告

特別 BBL セミナー
日本の新たな成長戦略と世界経済 デール・W・ジョルゲンソン

BBL 開催報告

働き方改革を進めるための人事マネジメントの課題：
ワーク・ライフ・バランス国際比較調査からの示唆
武石 恵美子



シンポジウム

RIETI-JETRO シンポジウム 貿易投資のグローバル・ガバナンス
—自由貿易を守るために—

Rresearch Digest

応急仮設住宅の建設と被災者の支援
—阪神・淡路大震災のケースを中心に—
宇南山 卓 FF

Rresearch Digest

被災地以外の企業における東日本大震災の影響
—サプライチェーンにみる企業間ネットワーク構造とその含意—
齊藤 有希子 F

通商産業政策史

BBL 通商産業政策史シリーズ
「20 世紀末日本における産業政策のレジーム変化」
岡崎 哲二 FF

シンポジウム

RIETI 政策シンポジウム
『新しい公共』の担い手としてのサードセクター：
各法人形態の現状とサードセクター構築への課題

ワークショップ

日中韓コンファレンス 域内通貨金融協力

フェロー・インタビュー

植村 修一 SF

DP

ディスカッション・ペーパー (DP) 紹介

BBL

BBL セミナー開催実績



略語

SRA: シニアリサーチアドバイザー
PD: プログラムディレクター
SF: シニアフェロー (上席研究員)
F: フェロー (研究員)
FF: ファカルティフェロー

CF: コンサルティングフェロー
VF: ヴィジティングフェロー
VS: ヴィジティングスカラー
RAs: リサーチアシリエイト
RA: リサーチアシスタント

※本文中の肩書き・役職は、執筆もしくは講演当時のものです。

発行：独立行政法人 経済産業研究所 (RIETI)
〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
URL: <http://www.rieti.go.jp/>

お問合せ：広報・編集
TEL: 03-3501-1375 FAX: 03-3501-8416
E-mail: pr-general@rieti.go.jp
ISSN 1349-7170
デザイン・DTP・印刷：株式会社アークコミュニケーションズ
※本誌掲載の記事、写真等の無断複製、複写、転載を禁じます。

2012年8月21日開催

01

RIETI-DRC 共催ワークショップの開催／ 中島厚志 RIETI 理事長と DRC 李偉主任との懇談

RIETI では、「日本経済の創生と貿易・直接投資の研究」プロジェクトの一環として、DRC 企業研究所と「中国企業の国際化」について共同研究を行っている(注)。2012年8月21日に両機関の共催で、研究成果の中間発表のためのワークショップを開催した(於:北京)。

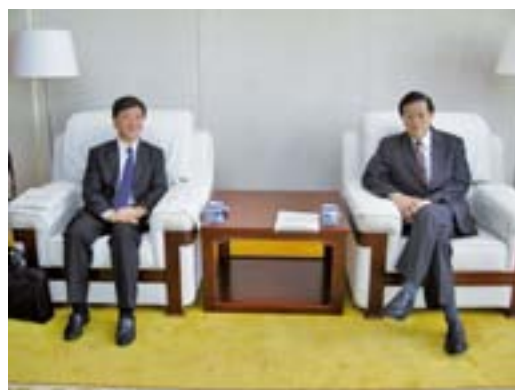
冒頭、趙昌文 DRC 企業研究所所長および中島厚志 RIETI 理事長の挨拶の後、伊藤萬里 F(専修大学経済学部国際経済学科 准教授)より“Agglomeration and Internationalization of Chinese firms”(中国の産業集積と企業の国際化)、八代尚光 CF(経済協力開発機構(OECD)エコノミスト)より「日本の経験と中国への示唆」、DRC の陳小洪研究員(前企業研究所所長)より「中国企業の海外における経営に関する調査・研究の中間報告」と題する報告が行われ、活発な意見交換が行われた。

ワークショップ終了後、中島厚志 RIETI 理事長は、DRC の代表である李偉主任を訪問した。李偉主任との懇談では、共同研究をはじめこれまでのさまざまな研究交流の成果を踏まえながら、日中両国の経済発展のため、今後の研究協力関係を深化させていくことを確認した。



(注) DRC(中国国务院發展研究中心)は、中国政府の国務院に直属しており、部(日本の省庁に該当)と同等のステータスが与えられている研究機関。その研究分野は国内経済や産業を中心に多岐にわたり、単に研究水準が高いことや豊富な研究陣を擁していることにとどまらず、各省庁の利害を越えた中立的な立場で中国政府首脳に直接的に政策提言を行うなど政策直結型の研究機関として内外で高い評価を得ている。

RIETI と DRC は 2006 年に覚書を締結し、共同研究をはじめさまざまな研究連携を行っている。DRC 企業研究所との以前の共同研究では、2010 年に共著論文“How do Chinese industries benefit from FDI spillovers?”がとりまとめられ、学術誌の China Economic Review にも掲載された。



02

パスカル・ラミー WTO 事務局長 RIETI BBL で講演

2012年10月12日開催

RIETI では BBL(Brown Bag Lunch) セミナーとして、国内外の識者を招いた講演会を行い、さまざまなテーマについて政策立案者、アカデミア、産業界、ジャーナリスト、外交官らとのディスカッションを行っている。2012年10月12日の BBL では、パスカル・ラミー世界貿易機関(WTO)事務局長をスピーカーに迎え、石毛博行 CF(日本貿易振興機構 理事長)をモデレータとして、“Trade in the Current Economic Crisis”と題する講演が行われた。

ラミー事務局長は、世界経済の失速、諸国及び多国間貿易が直面している課題や保護貿易主義との戦いなど、国際貿易が抱える問題について語り、また、現在の経済環境の中での新しい貿易システムの構築について、RIETI のような研究所の貢献が期待されると述べた。講演後、日本側参加者との間で活発な意見交換が行われた。



多 様 性 と 新たな成長

今や、六重苦とよばれるほどの状況下にあって、日本経済は新たな成長を切望している。

もちろん、単純な解決策があるわけではない。

グローバル化が進み、国内外を問わず価値観が変化していく中で、
豊かさを実感できる社会を実現するためのキーワードは「多様性」だ。

新たな成長の基盤となる、多様性のある日本社会、企業の構築にむけ、官民の取り組み、海外有識者の提言、
そして RIETI における関連研究の一端を紹介する。

CONTENTS

▶ シンポジウム開催報告

METI-RIETI シンポジウム

「成熟」と「多様性」を力に

— 価格競争から価値創造経済へ —

▶ BBL 開催報告

特別 BBL セミナー

"Japan's New Growth Strategy and the World Economy"

デール・W・ジョルゲンソン

働き方改革を進めるための人事マネジメントの課題：

ワーク・ライフ・バランス国際比較調査からの示唆

武石 恵美子

METI-RIETI シンポジウム

「成熟」と「多様性」を力に —価格競争から価値創造経済へ—

2012 年 7 月 20 日開催

近年の日本経済は、少子高齢化で潜在成長率が低下する中で、縮小の連鎖が継続する「やせ我慢」の経済に陥っている。高度成長期以来の「企業戦略・産業構造」と「就業構造」の行き詰まりを打開するためには、「成長のための成長」ではなく「豊かさを実感できる成長」へ、経済産業政策を転換する必要がある。

こうした背景の下、今後の経済産業政策の方針として 2012 年 6 月にとりまとめられた「経済社会ビジョン『成熟』と『多様性』を力に—価格競争から価値創造経済へ—」。そのビジョンの実現に向け、産官学を含む多様な観点から議論が行われた。



大臣挨拶 枝野 幸男（経済産業大臣）



「我が国が今後、何で稼ぎ、何で雇用するのか」を明らかにした上で、新産業構造部会は「新たな産業を創出するための仕組み」について報告書を取りまとめた。東日本大震災以降の経済環境の変化、近年の我が国経済を取り巻く大きな環境や状況の変化を踏まえた内容となっている。

報告書には 2 つのキーワードがある。1 つは「成熟を力に」である。日本人には成熟に裏打ちされた感性や技術力がある。これを潜在的な内需の掘り起こしや、グローバル市場の獲得へとつなげていきたい。

もう 1 つは「多様な人的資本による価値創造」である。女性、若者、高齢者などの多様な人材が価値創造に参加し、成長

を分配する。そのことで多くの人々がいきいきと働くことのできる社会にしていきたい。

基調講演

伊藤 元重

（新産業構造部会 部会長／東京大学大学院
経済学研究科 教授）

IMF 専務理事のラガルド氏が来日した際「日本は職場での女性の活躍を高めれば、もっと元気になる」と発言された。



それに対し、私が出演した日本のテレビ番組には視聴者から「ただでさえ厳しい雇用状況なのに、女性がどんどん職場に進出してきたら、仕事はさらに少なくなるのでは」との質問が寄せられた。つまり、いわゆるゼロサム的な発想で、1 つのパイを皆でどう分け合う

S

シンポジウム開催報告 SYMPOSIUM

かという視点に立てば、働く人が増えれば仕事は少なくなるという議論になる。しかし、雇用とはゼロサムではなく、社会を変えていくことによって新しい活力や豊かさ確保をすることができる。そのキーワードの1つが「ダイバーシティ」で、新産業構造部会では、特に女性がどのように活躍するかということについて議論が行われた。

マクロ的な視点について。日本を代表する家電メーカーの社長から3年以上前に聞いた話だが、サムスンの強さを徹底的に調べようと、日本のメーカーとの違いをあらゆる側面から比較した結果、1つだけ埋めようのない大きな差があった。それは、サムスンの人件費が日本の家電メーカーの人件費の半分だということだった。したがって韓国や台湾の企業、場合によっては中国の企業の生産性が、日本の企業の7、8割のところまで上がってくると、価格競争ではもう勝負にならない。これまでのような価格競争やコスト競争という世界とはまったく違ったことを考える時代にきている。

もう1つは、日本はいま、1人当たりGDPが4万6000ドル程度だが、世界には6万ドル、7万ドルを稼いでいる国がいくつかある。なぜ、彼らはそんなに高い所得を得られるのか、我々が学ぶべき点はたくさんある。たとえばデンマークやスウェーデンは豊かな社会を築き上げ、国民が安心して生活し、同時に市場のメカニズムを十分に活用している。スイスは少し違った視点があり、グローバル化に非常にうまくフィットした形になっている。日本は人口が減少していくので大変だろうという悲観論があるが、他方、人口減少については、日本よりドイツの方が人口減少率が激しいが、ドイツには日本のような悲観論は無い。経済学的に見ても、人口成長率と経済成長率には相関が見られない。したがって、より明るい社会をつくるために、我々がどのような見方をしていくのかということが非常に重要。そのための視点を2つ挙げたい。

グローバル化にチャンスがある

まず1つは、日本には、グローバル化に関わる部分には間違いなく大きなチャンスがあるということだ。近接するアジアが、将来的にも世界でも極めて高い成長を遂げていくことは、日本にとって極めて恵まれた幸運といえる。こうしたアジアの成長の流れを契機に、すでに日本の産業構造には大きな転換が起きている。特に自動車やエレクトロニクスなど、これまで日本の経済を支えてきた企業が次々と海外へ展開しようとしている。これを空洞化とだけみる議論は、あまりにも短絡的だ。企業が出て行った後に、国内に新たな産業が拡大すれば、それは単なる産業構造の転換にすぎない。

1973年に石油ショックが起きた際、新聞の見出しには「こ

れで日本は終わりだ」と書かれた。しかし、日本はこれを転機に鉄鋼・造船など重厚長大を中心とした経済から、精密機械・エレクトロニクスといった軽薄短小の経済、そして自動車産業と、転換を成し遂げてきたわけだ。日本の国内産業の中には、将来に対して希望を持てる分野が少なくとも3つある。1つ目は素材、2つ目は高度なデバイス、そして3つ目はロボットや半導体製造装置に象徴される製造機械である。

「海外移転が進み空洞化が起きますと、日本からの輸出が減少して、日本は厳しくなるのではないのか」と予測する人もいるが、日本は、バブルが崩壊後20年間厳しかったが、輸出はずっと増え続けている。経済学にグラビティ（引力）という言葉がある。距離が近いほど貿易額は大きくなり、さらに大国同士のほうが貿易額は大きくなる。つまり、中国や東南アジアといった近隣、近隣国の経済規模が大きくなれば、日本の輸出が増えていくことは間違いないわけだ。その距離に深くかかわるのが消費財だといわれている。日本の目薬、洗剤、ラーメンなどは、米国や欧州の人はあまり買ってくれない。しかし日本の消費財の中には、洗剤をはじめアジアナンバーワンのものがたくさんある。これは距離が近いからだと思う。

このように日本はグローバル化において、アジアを含む大きな産業構造の中で素材、デバイス、製造機械といった日本の得意なものを徹底的に磨いていくこと、そしてアジアの中間所得層が増える中で、距離の近い日本だからこそ優位性を発揮できる消費財やサービスを磨いていくことにチャンスを見出すことができる。

国内問題へのチャレンジをオポチュニティに

もう1つは、高齢化やエネルギー危機などといった、日本が直面している国内問題へのチャレンジは、我々にとって色々な可能性を生み出すオポチュニティでもあるかもしれないということだ。

先日、イノベーションには2種類あるという話を聞いた。1つはGoogleやFacebookのように、突然出てきて、突然変異的に社会を変えてしまうもの。そのようなクオンタムジャンプ（quantum jump）を可能とするイノベーションを日本もぜひ目指すべきであると。もう1つの種類は、じわじわと少しずつ生産性を高めたり、世の中を良くしたりしていくタイプのイノベーションである。たとえば、GEはクオンタム型の技術革新は10年以上前にあきらめて関連する分野を早々に売却する一方で、徐々に着実に生産性を高める分野、たとえば飛行機のジェットエンジンや火力発電関連に絞って事業を展開している。このように地道な技術革新によって社会の問題を解決していく分野について日本にあてはめて考えると、エネ

「成熟」と「多様性」を力に—価格競争から価値創造経済へ—

ルギー・環境分野、医療・健康や介護といった高齢社会に対応する分野に関して、大きな技術革新の芽があると思う。

このようなイノベーションでは、既に存在する物をいかに安くつくるかということではなく、皆が求めているものをいかに見極め解決するかということが求められる。アルビン・トフラーは「プロシューマー」という概念、すなわち国民が「コンシューマー」でもあり「プロデューサー」でもあるという考え方を提唱している。たとえば、審議会の中で

「ダブルインカム・ツーキッズ」という議論があったが、豊かな生活を求め、子どもを育てながら同時に仕事もするような人から、次の社会を切り拓くような新しい商品やサービスが生まれてくるかもしれない。

日本経済は今、マクロ的にも大きなチャレンジの時期にあると同時に、いろいろなところに変化の芽がある。私たちは過去だけをみて悲観的な気持ちになるのではなく、この先にどういう明るい未来があるのかを考えていきたいと思う。

… パネルディスカッション …

「成熟」と「多様性」を力に —価格競争から価値創造経済へ— 枝野 幸男（経済産業大臣）

現在の日本経済は、いわば「やせ我慢」の経済だ。価格競争に勝つべく、コストカットした結果、労働所得は低下、消費も低迷し、デフレがさらに進んでいくという悪循環になっている。要因としては、大量生産価格競争という日本の高度成長時代のモデルの限界と、この大量生産体制を支えてきた終身雇用、正社員、男性中心という就労モデルの限界が挙げられる（図1）。

このため企業戦略産業構造と就業構造の双方を転換し、行き詰まりを打開し、国家としての成長と、個人の豊かさを

もう一度結びつけ、成長のための成長ではなく、豊かさを実感できる成長へと転換していく。

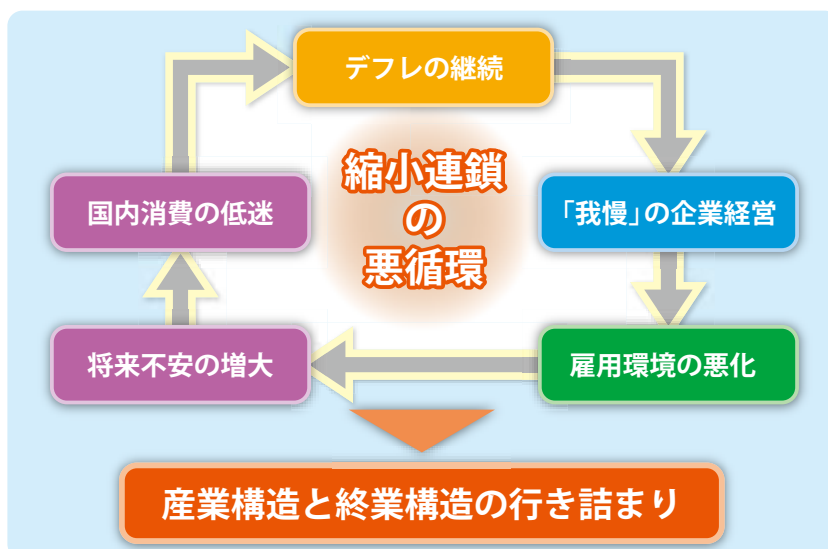
国内は成熟した豊かさを追求する市場環境にあり、アジアなどの新興国においては、富裕層の増加とともに爆発的な購買力をもつ中間層が誕生している。成熟した豊かさへのニーズに対応することで潜在的な内需を掘り起こし、日本人の感性や技術力を発揮し、大量生産価格競争モデルから価値創造モデルへ企業戦略を転換していく必要がある。

潜在内需の掘り起こしにおける第1の柱は、少子高齢社会の克服である。既存の公的保険や公的扶助によるサービスを核としつつも、その外側に新しいサービスが生まれてきている。そして介護現場へのロボットの導入、高度な画像処理技術を活用した病理診断の導入など、画期的な機器の開発と医療サービスが一体的に進展している。日本の優れた製造

技術と日本人が得意なきめ細かいサービスによるシステム化は、価値創造力が高いと考えている。その基盤を成熟した市場がある日本国内に置くことで、分厚い産業集積に発展する可能性がある。

潜在内需の掘り起こしの第2の柱は、新たなエネルギー産業である。たとえばエナリスのようなビルの節電を支援するBEMSアグリゲーターが生まれつつある。またトヨタ自動車は、スマートコミュニティ実証事業において車載電池を核としたHEMS（ホームエネルギー・マネジメントシステム）を構築している。製造業もエネルギー関連システムに組み込まれることで一大産業群の創出が見込まれる。エネルギー制約の克服は世界共通の課題であり、大きなビジネスチャンスである。

図1. やせ我慢の経済



S

シンポジウム開催報告

SYMPOSIUM

海外需要の獲得については、伝統を活かして海外展開に取り組んでいる中小企業もすでに存在する。また、海外でも高い人気を誇る我が国のコンテンツやファッション等の魅力を産業化し、稼げる仕組みを構築していくことが可能。海外市場で大きく稼ぐことに加え、外国人を国内に呼び込んで、地域活性化につなげていける可能性もある。

こうした新産業の担い手としては、大企業だけでなく、“ちいさな企業”の活躍も期待される。“ちいさな企業”未来会議等の議論を通じて、小規模企業の実情に合ったきめの細やかな支援を実施していく。

新産業創出による産業構造の転換が進めば、たとえばヘルスケア、クリエイティブ産業等のサービス業、それから医療介護等の分野で、1000万人規模の就業者が必要となる。職種についても生産労務工程から専門技術職、事務職、サービス提供職へと、200万人規模の職種転換が必要となる。このため、300万人の女性、150万人の高齢者、若者が新たに加わる必要がある。

そのためには人材育成や社会人の学び直しが不可欠な課題となる。人々が働きやすい環境を整備するためにダイバーシティマネジメントを推進し、さらにスキルや経験を持つ社会人に対し、学び直しと成長分野へのマッチングを一体的に行う、「人を活かす産業」を創出・振興し、雇用機会を拡大していきたいと考えている。

こうした働き方の面、産業・企業の構造の面の両面において、日本の置かれている時代状況、国際社会における立ち位置を踏まえた産業構造に転換をしていくことにより、私たちの国は成熟した、そして豊かさを実感できる日本になっていけると確信している。この報告書をスタートに多くの皆さんのさらなる知恵をお貸しいただき、こうした社会を実現していきたい。

イノベーションの創出 経営資源の最適配置と価値創造人材創出に向けて

柏木 斉（新産業構造部会 委員 / 株式会社リクルート取締役 相談役）



ビジネス環境の変化として、これまでサービスを提供する側にあったさまざまな決定権が顧客側に移っているため、「顧客目線」を大切にして事業を組み立てる必要がある。顧客がサービスに対して発言力を持つ中で、機能だけではなくトータルな形で利用者のソリューションに答えていく付加価値型モデルへの「サービス化」

とともに、競争社会の中では「スピード」も求められる。

一方で、効率化を進めるだけでは価格競争から脱することはできない。そこを乗り越えるためには、製造とサービスの融合を進め、サービスが提供できる価値を高め、差別化された価値を生み出すことに、企業は取り組んでいく必要がある。

新しい価値創造型の事業を生み出し、成功するためには人材の力が必要である。商品を提供したら終わりではなく、市場と対話し、よりよい商品につくり上げ、磨いていく力が求められる。その価値の源泉が企業の中にいる人材であり、その人材をいかに今の変化に合わせて活用していくかということに、企業は取り組んでいくべきである。

変化に対応していくために、多様な人材をいかに活用していくか。それが1つのテーマとなる。さらに異なる価値観、異質な文化を受け入れても機能し、進化し続ける組織でなければならない。そのためには、これまでの日本企業の国内に閉じたモノカルチャーを再び壊し、新たな組織づくりに対応していかなければならない。

多様性を活かした経済社会への転換

宮島 香澄（新産業構造部会 委員 / 日本テレビ放送網株式会社 報道局解説委員）



新産業構造部会の議論は、「多様性」がキーワードとなっているが、この多様性について3つの観点から考えることが重要。第1は、サービスの多様性で、社会保障、医療、介護、教育、保育といったサービスの分野には多くの潜在的ニーズがある。特に公的サービスに

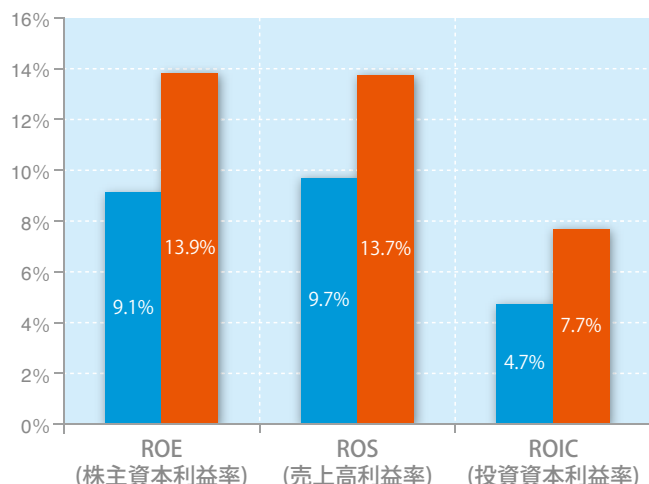
は、国や行政が予算の問題で対応しきれない部分を、民間と連携すればサービスが拡大するような周辺分野がある。

第2は、外国人、女性、高齢者といった人材の多様性である。今の女性は男性と同じように教育を受けており、その能力を活かさないのはもったいない。教育、医療、介護、観光など、これから伸びる産業は女性に向いている仕事が多く、またダブルインカムによって家庭の経済力に余裕が生まれれば、日本の需要は増大し、経済の活性化につながる。さらに、女性の管理職が多い会社は元気だというデータもある（図2）。

第3は、多様性を育てる教育である。イノベーションを起こす次の世代を育てるためには、小学校や中学校の教育が極めて重要である。子どものとがった部分を削らずに、どう

伸ばしていくか。教育の現場に、たとえば一度企業で働いた人が参加し、社会に必要な多様性やイノベーションの力を育む環境を整えるべきである。

図 2. 企業の業績と女性役員の比率



■ 第 4 四分位企業グループ：女性役員比率の低い、下位 1/4 企業グループ (129 社)
 ■ 第 1 四分位企業グループ：女性役員比率の高い、下位 1/4 企業グループ (132 社)

(注) ROE、ROS、ROIC データは、2001～2004 年の平均値。役員数は 2001 年及び 2003 年。「フォーチュン 500」企業 (520 社) を掲載
 (出所) Catalyst "The Bottom Line: Corporate Performance and Women's Representation on Boards" (2007)
 ※ Catalyst は、女性と企業分野における米国を拠点とした代表的な NPO。

ダイバーシティ経営を成功させる条件と時代の変化が求める人材像とは

鶴 光太郎 PD/FF (慶應義塾大学大学院 商学研究科 教授)



今回の報告書は、ダイバーシティ経営、多様性がキーワードになっている。人材を量的に確保するためには、女性、高齢者、外国人を積極的に活用する必要に迫られていることを認識しなければならない。また多様な人材を活用することによって、画一的・同質的な現在の

企業社会にイノベーションを起こすという視点も強調される。

一方、日本企業における戦後の典型的な雇用システムには陰りが出てきている。年功型の賃金制度は弱まり、成果主義の導入、非正規雇用の活用、コンプライアンスの強化が進み、長期雇用関係が弱まっている側面もみられる。こうした状況の中でダイバーシティ経営を推進し、信頼関係を取り戻していくためには、2 つの方策が考えられる。

1 つは、ミッション志向型雇用システムである。従業員が

多様化する中で過去・現在・未来へと続いていく企業のミッションを末端まで浸透させることは、経営者の重要な任務といえる。よく企業文化、企業ミッション、企業理念といわれるが、その重要性が非常に高まっている。多様な働き手の立場を思い、気持ちを理解し、愛情を持って接する。それが徹底的にできれば、従業員に対する動機づけや細かい雇用管理は不要になるとさえ思われる。

もう 1 つは、未来に開かれた働き方である。つまり、組織での自分の役割は何か。どうすれば貢献できるか。その結果、どのような未来が待っているのか。こうした問いに明確に答えられるような働き方を企業の中で実現していくことである。そのためには、従業員の長期的な能力開発へのコミットメントが特に重要である。

ディスカッション

成熟を力にした市場開拓

中島：潜在需要の掘り起こしという視点から、日本経済全体をどのように見ればよいのか。

枝野：まず高齢者の欲しいものを、きちんと売るところから始めるべきである。介護や医療といった高齢者がお金を出してでも欲しい部分の供給をいかに増やすかということがスタートラインになる。コアになる、いわばエコノミークラスのサービスは、公的に確保することが一番大事。経済産業省としてできることは、規制をできるだけ少なくし、エコノミークラスの公的部分の周辺で、ビジネスクラスのいろいろなサービスが入りやすくなることである。

こうしたサービスが増えると、必然的に女性の労働力が必要となり、そこに子育て支援のサービスが生まれざるを得なくなっていく。女性が社会参画し、若い世代の所得が増えれば消費も増える。このようないい循環が回っていく。このような循環を軸にして、介護のロボットや医療機器など、日本の持っているさまざまな技術力を活かし製造業等を含めた需要を掘り起こしていくことにつながっていく。

中島：サービス業が潜在需要を掘り起こし、新たな課題解決型のサービスをつくり出していく上で、どのような課題やポイントがあるか。

柏木：利用者が感じる不安、不便、不満、不完全といった「不」を解消するサービスへの需要は大きい。それを民間のサービスとして実現するには、第 1 に、ロボットも含めた IT 技術

S

シンポジウム開催報告 SYMPOSIUM

を導入し、サービスのメニューを増やしていくこと。第2に、規制緩和等によって縦割りの壁を取り除き、サービスの範囲を広げること。第3に、ワークライフバランスの見直しなど、生活者の生活スタイルを広げること。この3点がポイントとして挙げられる。

中島：サービスを広げるという観点で、女性はどのような分野でより活躍できると考えるか。

宮島：たとえば医療、介護、教育、サービス、観光などが挙げられる。女性ならではの視点による介護の新ビジネスがある。また、子育て支援に関わるビジネスクラスのサービスは不足しており、女性の自らのニーズを顕在化したビジネスへの展開も期待できる。働く女性が増えることにより、ニーズがさらに顕在化し、自分たちもサービスを提供するし、必要なサービスもあるという好循環ができてくる。

中島：このような成熟した豊かさを背景にした新たなサービスと、社会の変化によって掘り起こされる新たなサービスが両輪となって進むような密接な関係について、どのように感じておられるか。

枝野：現在は、「不」の方向で連鎖が進んでいるが、必要とされるサービスが提供されることによって働き方が変わり、社会のあり方が変わる。それによってまた新しいサービスが必要とされ、新しいビジネスが生まれていく。まさに相互的な刺激でようになっていく関係だと思う。

中島：では、人材という観点での潜在需要の掘り起こしについて、どのようにご覧になるか。

鶴：時代のスピードが非常に早くなっているため、価格競争や数字で表せる性能のみを追求すれば必ず追いつかれる。企業の方々と話す中で浮かんでくるのは、いかに消費者を笑顔にさせるのか、感動させるのか、といった数字で表せないキーワードである。洗練性、おもしろさ、もてなしといった要素がなければ、新しい需要を掘り起こすことはできない。これを、一橋大学の延岡教授は「機能的価値から意味的価値」と表現している。そして日本が有する感性豊かな文化と国民性などをさらに育てるために、初等教育からしっかり考える必要がある。

多様な人材によるイノベーション創設

中島：日本の人材力強化とその人材力によるイノベーション創

設のためには何が必要か。

枝野：人材を育てることの前に、まず活かすことであり、活かすことができていない人材の代表が女性である。女性が必要とするサービスを、女性自身がビジネス化することは、相当な需要の掘り起こしになり、さらにモデルケースとして他の女性にも刺激を与えていく。このため、女性の社会参画は経済産業政策の柱であり、しかも急を要する。

さらに次世代を育てることを考えるならば、やはり家庭が大事である。両親とも社会参画しながらも、親でなければできない部分はしっかりと子どもにかかわるためには、それを確保できる余裕とシステムを組み立てる必要がある。だからこそ、親でなくてもできる保育分野のサービスをいかに早く提供するかということが重要となってくる。

中島：女性の社会参画に向けた企業への対応として、どのようなことが考えられるか。

枝野：企業業績と女性役員の比率といったデータを示すことにより、実際に女性を活用していない企業は儲かっていないという実態を知らしめ、利益を上げようと思うならば女性を活用するしかないという認識を広げるべき。

あえて言えば、むしろ社会の対応が大事であり、たとえばPTAの日程など、専業主婦を前提としているような社会システムの変革の優先度が高いのではないかと考える。

中島：企業側の視点では、どのような対応が必要なのか。

柏木：産業構造が大きく変わる中で、就業構造も変わらざるをえないため、人材の流動化がさらに進むことを前提に、社会全体が取り組んでいく必要がある。その流れの中で、今までは企業に依存していた個人のキャリア育成を、企業も組み込んだ社会全体で個人のキャリア育成・キャリアチェンジを支援していくことが求められる。企業は雇用が多様化する中で、マネジメントを変えていかなければならない。それと同時に、企業は多様な人材を生かすことが、企業の成長や構造変革に役に立つことを実感しながら、人材の育成に取り組むことが重要。さらに企業は、求める人材の要件をもっと積極的に提示していくべき。

中島：女性の社会参画への期待が高まる中で、現実には女性は今、その資質を発揮できる状況にあるのか。

「成熟」と「多様性」を力に—価格競争から価値創造経済へ—

宮島：外から示される期待と両立の現実のギャップは大きい。日本は子育てをしながらフルタイムで働くのが難しい国である。本当に子育てが大変な時期は意外と短い。他方で、出産や子育てで一旦仕事から離れると、キャリアが変わってしまうと感じることで、出産を躊躇する女性も多い。その人の状況に応じ、そのときの最大限の力を発揮できる体制を整えることと、時期によってペースが変わってもキャリアが継続できることが重要。これは、女性だけでなく、高齢者、若者、外国人、障害者など多様な人材を生かす上でも重要と考える。

中島：グローバル人材に求められる資質とは。

鶴：英語力もちろん大事だが、相手を説得するための論理力や伝える力、コミュニケーション能力とともに、異なったものを受け入れる力、許容力、広い視野なども重要な要素といえる。そして特に重要なのは、不確実性への対応である。過去のパターンにとらわれない柔軟な発想や自分で考える力など、過酷な環境でも適応できる心の強さが強調される。

Q & A

Q 既得権益者からの妨害や既存の規制で起業家によるイノベーションが阻まれている実態、あるいは新興国進出への官民一体となった支援が不足している実態があるが、政府は新たな取り組みに対する支援についてどのように考えているのか。

枝野：これまでは規制改革のテンポが遅れても、他の部分がんばっている間に追いつくことができた。しかし今はそれが逆になっていて、新しい産業が育たなければならないタイミングに対し、規制を変えるタイミングが遅れてしまっているということを強く認識している。たとえば医療機器や再生医療については、産業育成の観点から規制緩和を急ぐ流れが出てきており、まさに省庁横断的に取り組むことが重要である。また、従来の規制緩和は供給側からの視点が強かったが、今問われているのは、消費者の観点から「不」を解決する上で邪魔な規制をいかになくしていくかということ。こうしたユーザーの視点は、従来の経済産業省では苦手としていたかもしれないため、今後強めていきたい。

Q 女性の社会進出を進める一方で、若者と高齢者が職を奪い合っているという側面もあるため、労働制度の改革と雇用増を図る政策が必要と考えるが、具体策はあるのか。

枝野：女性の社会参画は新たなビジネスに伴う部分が大きい。そのため、高齢者の再就職や若者の雇用問題とは同じ土俵で考えるべきではない。若者の就職難は、中小企業がいい人材を採用したくてもできないミスマッチが大きな要因。過去に成功した企業が就職にいい企業だという概念を社会全体で払拭していく必要があるため、中小企業の中にも、将来に面白みのある就職先があるということを広めていきたい。

柏木：「働く」ことには2つの貢献の仕方がある。1つは、今回の議論のような新しい価値を創出するプレーヤーとしての働き方、もう1つは、タイムシェア的な要素も含めた、生活の基盤を得るためのワーカーとしての働き方である。特に若者の場合には、プレーヤーとして働く機会が望まれるが、長期間同じキャリアを形成することが難しい中で、個人は自分のキャリア形成について意欲的に取り組み、企業はそのキャリア育成を応援する必要がある。

宮島：やはり雇用がもっと流動的になる必要がある。現在は、正社員と非正規社員の格差が大きすぎる。また、中高年層や高齢者がセカンドキャリアをうまく形成できれば、世代交代が促進され若者に雇用が生まれる。同じ会社でなくとも、キャリアを伸ばしていけることが重要であり、その前提として、自分が力をもっていれば、どこの会社にいってもしっかり稼げるような環境づくりが大事だと思う。

鶴：若者と高齢者の対立を煽るよりも、やはり若い世代と高齢者がうまく結びつき、共働していく社会のイメージを考え、いていく必要がある。高齢者の雇用を考える上では、若者を育てるような仕事が高齢者の生きがいになり、共働社会の形成につながっていくのではないかと考える。

総 括

枝野：一番大事なことは、日本の未来は決して暗くないということである。我が国には、人材を含め多くの価値が眠っており、過去の成功体験にとらわれずに前を見れば、成熟を力にした明るい未来が広がっている。そこに向けて、政治行政として後押しできることを、今日の議論を受けてさらに具体化していきたい。

中島：今回の議論を通じ、経済産業省の戦略が従来とは大きく異なっていると感じた。政府、企業、個人が一丸となり、その実現に向け努力していくことが求められる。



特別BBLセミナー

— 2012年9月24日開催 —

日本の新たな 成長戦略と世界経済

デール・W・ジョルゲンソン

(ハーバード大学サミュエル・W・モリス記念講座 教授)

▶▶▶ Profile

1959年ハーバード大学より経済学博士号取得。カリフォルニア大学バークレー校教授を経て、1969年よりハーバード大学教授。1971年ジョン・ベイツ・クラーク賞受賞。8つの名誉博士号を持ち、米国哲学協会、スウェーデン王立科学アカデミー、全米科学アカデミー、アメリカ芸術科学アカデミー名誉会員。米国学術研究会議経済政策部門 (STEP) 創設メンバーであり、1998年から2006年まで委員長を務めた。1987年計量経済学会会長、2000年米国経済学会会長等を歴任。

情報技術、経済成長、エネルギー、環境分野、租税政策、投資行動、計量経済学で画期的な研究を行っている。

—— プレゼンテーション ——

日本の新たな成長戦略(=「日本再生戦略」)を策定された皆さんの素晴らしい仕事は賞賛に値すると思います。今年7月31日に「日本再生戦略」が閣議決定されたことは喜ばしいことです。同戦略の導入によって、過去20年間にわたる、日本の経済成長をめぐる議論は転換点を迎えたと思われます。今日のプレゼンテーションでは、その詳細について触れるとともに、検討すべき他のアプローチも紹介したいと思います。また、国際通貨基金(IMF)が8月1日に締結した4条協定で提案された成長戦略についても触れたいと思います。

➡ 現在の日本経済が抱える課題

現在、日本経済はいくつかの戦略的課題に直面しています。東日本大震災とそれに伴う原発事故は、その重要な例です。このきわめて困難な状況に対する日本国民・企業・政府および関連自治体の取り組みは、世界的に賞賛されています。この取り組みについてはRIETIで詳細に論じられていますので、今日のプレゼンテーションでは、より具体的に、今後の日本の経済成長に焦点を絞ることにします。

日本経済が直面しているもう1つの戦略的課題は、デフレ克服と円安への誘導です。2007年に始まり2009年まで続いた米国発の経済・金融危機が、日本に大きな間接的影響を与えたことは周知のとおりです。多くの金融投資家にとって日本は安全な逃避先となり、円建て証券に対する大きな需要をもたらしました。これが米ドルおよびユーロに対する円の大幅な上昇を招き、他の多くの先進工業国と比較しても、より厳しい輸出・工業生産の減退の原因となりました。また、日本は急速な高齢化とエネルギー面での制約という課題に直面しています。この2つの問題は、「日本再生戦略」を論じるうえで最も大きな役割を演じることになるでしょう。

経済・財政運営を考える場合、デフレの克服は日本経済が対処すべき非常に困難な問題です。IMFの調査によれば、現在、日本における需給ギャップはGDPの約2.6%。つまり、総供給が総需要を2.6%上回っているということです。IMFでは、この需給ギャップにより2016年いっぱいにはデフレ圧力がかかるので、日本がインフレ率1%を達成できるのはようやく2017年になってからであると予測しています。またIMFは、現在から2017年までの実質成長率はわずか1.3%に留まるとも予測しています。一方で、日本の2010～2020年の名目成長率目標は年3.0%、同時期の実質成長率目標は年2.0%に設定されています。十分な情報に基づいたIMFの予測と比べて、こうした目標が理にか

なっているかは疑問の残るところです。

IMF は、年 2.0% の成長を実現するために必要な改革について一連の勧告を行っています。そうした勧告の 1 つに、女性と高齢者の就労率の向上があります。IMF は、女性の労働力供給に対する日本の税制上の阻害要因を指摘し、この撤廃を勧告しています。女性の就労率を向上させるために必要となる制度変更には課題が多く、かなり長期間にわたって段階的に進めていく必要があるため、直ちに取らねばなりません。高齢者の就労率向上促進に関しては、年金制度の改革が必要になりますが、これもやはり困難なプロセスです。IMF によるもう 1 つの勧告は移民受け入れの拡大であり、これについては正しい方向に向けて漸進的な措置が実施されています。最後に、IMF は保護を受けている部門の開放と規制緩和についても勧告を行っています。

➡ 「日本再生戦略」4つの提言

「日本再生戦略」は、4つの主要な政策提言パッケージで構成されています。第1は、エネルギーと環境に関するものであり、省エネルギーと再生可能エネルギー源への依存度の向上を目標としています。1970年代のエネルギー危機以来、日本は省エネ・環境技術の分野で先頭を走っており、諸外国が同様の基準に向けて動き始めるなか、その技術と専門知識のおかげで日本は世界中の市場を開拓してきました。当面の間、中国やインドなどの新興国は、確実に日本の技術と専門知識に頼らざるを得ないので、省エネ・環境技術は日本にとって持続的な比較優位の基盤であると同時に、政策上の重点項目であると思われます。一例ですが、日本はここ数十年にわたって、ハイブリッド／電気自動車分野で世界的リーダーとなっています。

エネルギーと環境という観点から検討の価値があるまったく異なるイニシアチブが他にもあります。それは、日本全国に単一の電力市場を提供することです。これまで日本の電力事業者は、電力単一市場の構想を拒否してきましたが、昨年原発事故を受けて日本が厳しい節電努力に取り組まざるを得ない中で、非効率の典型ともいえるようなシステムが露呈しました。これを改めるには、経済の仕組みと技術面で大変な努力が必要になるでしょう。電力単一市場の優位性は、効率の改善という点に加え、エネルギー供給の形式にかかわらず、活用が可能になるという点です。

「日本再生戦略」の第2の政策提言は、健康・生命科学に関するものです。日本の医療制度は世界の模範です。医療政策という面での成果は素晴らしく、技術の質も高い。この分野も日本にとって持続的な比較優位の源となります。こうした比較優位のメリットを実現化させるには、通商交渉担当官が通商政策のアジェンダに医療機器・医薬品の輸出を盛り込むべき、と認識することが重要です。

これと関連する重要な問題は、高齢者向けの施設介護を提供する産業の普及です。これは潜在的に「日本再生戦略」で提唱されている女性起業家のビジネスチャンスとなる可能性もあります。また保育も日本では遅れている関連分野であり、拡大されれば、女性の就労率を向上させる可能性が非常に大きいです。

「日本再生戦略」の第3の提言は、農林水産業に関するものです。さまざまな問題から、この部門は進展が大幅に遅れ、失望を招いてきました。その結果、日本は世界の先進国中で食品価格が最も高い国となっています。さらに、国内で労働力の高齢化が最も進んでいるのも農業部門です。「日本再生戦略」では、農業部門の改革と経済成長の関連性が指摘されています。貿易障壁の撤廃により、農産物を含む日本産品は世界に市場を拡大できるでしょう。

「日本再生戦略」の最後の提言は、中小企業（SMEs）に関するものです。日本の信用補完制度による中小企業への長期的な公的支援は、財務面では存続不可能な企業を多数生き残らせ、そうした企業が事業を営む商業・サービス分野の生産性と成長の停滞を招いています。中小企業は大きな雇用供給源であるため、個人的には「地元原則（prefecture of origin principle）」を提案したいと思います。「地元原則」とは、国内のある地域に立地する中小企業が国内の別の地域に支社や支店を開設しようとする場合、認可を受けられるというものです。この原則は、参入障壁の撤廃や、有能な起業家が事業を拡大し、新しい雇用機会を創出するチャンスを生む可能性があります。

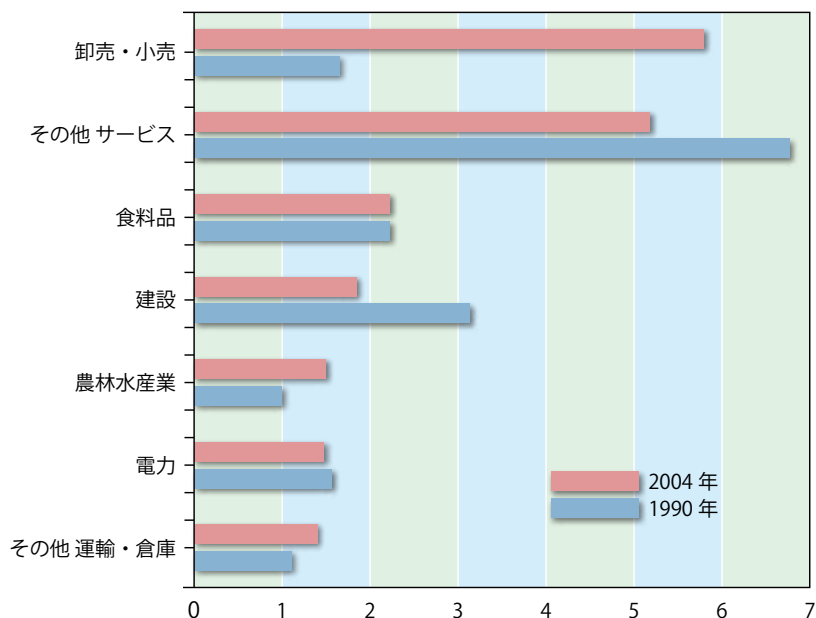
➡ 規制緩和が生産性向上に与える影響

先に述べた IMF 勧告に話を戻しますが、日本では、主として都道府県レベルでの規制により、競争から保護されている部門があります。IMF の調査は、こうした保護部門にも成長性があるとしています。日本の経済成長を減速させる生産性ギャップを生み出している産業を特定するには、日米の生産性ギャップに関する研究が役に立ちます。成長性を刺激するために、日米両国のさまざまな部門における生産性水準の比較が行われています。

1960年の時点では、日本の生産性は米国に比べて約 60% 低かったのですが、日本経済の発展につれて生産性ギャップは縮まり、1970年には1960年の半分、1990年には14%までに追いつきました。その後、日本の生産性は低下し、ギャップは約 20% まで拡大しています。製造業に関しては、日本は米国との生産性ギャップを 1990 年までに解消しましたが、非製造業ではギャップは依然として大きいままです。こうしたことから、日本が集中的に改善すべき分野は明らかです。

日米の生産性ギャップを産業別に見ると、卸売・小売

7つの遅れた産業と日米生産性ギャップ

日米生産性ギャップの産業部門別寄与度
2004 年対 1990 年

部門の生産性ギャップは、1990 年にはわずか 2% でしたが、2004 年には 6% まで上昇しています。生産性ギャップに占める割合では、依然としてこの部門が最大です。卸売・小売部門は、都道府県や市町村レベルの何層にも重なる規制で保護されており、対応が不可欠ですが、「地元原則」活用による解決法も一案です。この他に日本で保護されている産業として食品、建設、農業、電力、輸送、その他サービス等が挙げられます。

日本経済はいくつかの課題に直面していますが、日本固有の課題ではありません。優れた経済学者でもあるイタリアのマリオ・モンティ首相は、2010 年に欧州委員会委員長に提出された報告書「単一市場の新戦略 (a new strategy for the single market)」の筆者です。同報告書の中でモンティ氏は、EU はサービスの単一市場ではなく、財の単一市場を念頭に設立された、と述べています。また、EU の GDP の 70% をサービス部門が占めていますが、市場は非常に細分化されており、EU 域内で加盟国にまたがるサービスは全体の 20% にすぎません。さらに、米国とユーロ圏の生産性ギャップは 30% にも達しています。EU 域内では日本と同様に、商業・サービス部門が、当初は雇用創出（日本の場合、第 2 次世界大戦後に内地に帰還した数百万人の日本人の吸収）を目的に保護されてきました。こうした規制はその後まったく変更されることなく、現在では、経済の生産性を阻害していると考えられます。

最後に、日本はデフレの問題を克服しておらず、依然、

経済・財政運営が最優先課題です。日本銀行のイニシアチブで量的緩和が再開されましたが、これは正しい方向への第 1 歩です。しかしながら、「日本再生戦略」で言及されている経済・財政運営以外の問題にも取り組むべき時がきました。単一エネルギー市場を導入し、新しい保健・生命科学技術の開拓しつつ高齢者向け介護施設の拡充を図ることは、日本にとってプラスになるでしょう。また、成功した中小企業が事業を拡大し、その過程で雇用を創出できるよう、障壁を撤廃し、また農業分野の保護主義をやめ、国際通商交渉の場に農業市場を開放することも、やはり日本の利益になるでしょう。

人口の減少に関しては、年金制度改革が必要で、高齢者の就労率向上に向けた取り組みに注力すべきです。IMF アジェンダの中で最も有望なのは、保護を受けている部門の開

放から得られるはずの潜在的な利益だと思われます。RIETI は東日本大震災に対応して研究プログラムを実施し、政策上の幅広い選択肢を提示しましたが、これについて政策立案の場で議論がなされるべきです。RIETI にとっては、日本の潜在成長率向上のためにアジェンダを作り出す大きなチャンスの時です。

—— コメント ——



小林 慶一郎 SF

一橋大学経済研究所 教授
キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹

本日のプレゼンテーションでは、3 つの問題を取り上げたいと思います。第 1 に、生産性をどうやって成長させるか。第 2 に、日本の政府債務の持続可能性をどのように回復す

るか。最後に、日本の所得格差についてです。

ジョルゲンソン教授がおっしゃっていたように、日本の潜在成長率という点で最も重要なのは、サービス部門です。この部門は GDP 及び労働時間の約 75% を占めていますが、各業種のあいだで大きな差異があります。流通サービス業の全要素生産性 (TFP) は急速に成長していますが、金融サービス業の TFP 成長率は低いです。生産性向上の観点からど

の分野のイノベーションが最も見込みが高いかを「誘発型技術革新論」を用いて研究した結果では、技術変化の方向は市場環境によって決定されることが示唆されました。またこの研究では、1960・70年代における熟練労働力の供給増大がイノベーションと技能集約型テクノロジーを加速させたことが示されています。近年の市場環境における最大の変化は、人口の高齢化です。介護サービスへの需要が増大しているので、介護サービスなどの高齢者関連の技術分野（近年、ジェロンテクノロジーすなわち高齢者工学と呼ばれています）でのイノベーションが必要です。

政府債務の問題に関しては、多くのエコノミストが、日本は債務の対GDP比を維持するために消費税を25～30%に引き上げる必要があると主張しています。その他の提言には、高齢者の医療費自己負担比率を10%から20%に引き上げるとともに年金給付を大幅に引き下げる、全般的な歳出削減を行う、といったものがあります。このような措置の導入には途方もなく長い時間がかかるでしょうし、国民に我慢を強いるものです。こうした計画の実施に向けた展望は明るいとは言えないでしょう。

所得格差については複数の意味合いがあります。労働者・資本家というエージェントを含む新古典派的な成長モデルを用いる場合、労働者の資本ストックの比率が低下すると労働者の労働力供給が増大し、労働者の所得が減少し、資本家の所得が増大し、総生産量は増大します。しかし、総生産量の増大が社会福祉にとって善であるとは限りません。日本の経済成長という問題を考える場合、この点は念頭に置くに値すると思います。

—— コメントバック ——



生産性向上のためには、保護された市場への参入可能性を高める必要があります。これはまさに、小林SFが示唆された技術変化を促進するものです。日本は確実にこの分野で主導的な立場にあります。保護された市場で活動中の企業に対する保護を撤廃することで、新たな技術の振興につながります。こうした変化をもたらすという点で、就労率の改善も重要な役割を果たすでしょう。日本の財政の持続可能性に関してですが、将来的な税率について悲観的な見通しもあるでしょう。しかし、どのような変化も政策立案の場で議論されなければなりません。

RIETIは、引退問題に関するデータベースを構築していますが、そうした政策変更の潜在的効果を調査するうえで理想的なツールとなっています（JSTAR：くらしと健康の調査 <http://www.rieti.go.jp/jp/projects/jstar/index.html>）。福祉の問題もまた重要です。GDPの増大は望ましいですが、その基本的な目標は福祉です。福祉は、福利に関連した市場活動と非市場活動から成り立っています。いかなる政策評価においても、福祉という目標を考慮に入れることが必要です。

質疑応答

Q 細分化された電力市場から電力市場統合への移行を成功させた国の例があれば教えてください。

A 残念ながら、成功例はあまり多くありません。イギリスは全国統合の送電網（national grid）の構築に成功しました。ニュージーランドやノルウェーの例もあります。

Q 市町村レベルで保護を受ける部門の存在について、詳しく説明していただけませんか。

A 規制の問題は日本でよく議論されています。私が今日のプレゼンテーションでお話した規制は、米国による占領期直後に、都道府県・市町村レベルに分権化され、現在もそのまま存続しています。その結果、投資・雇用とともに技術変化をもたらしたであろう多くの分野が、競争から保護されてきました。何百万人という日本人が内地に帰還し、雇用を求めていた当時には合理的な政策でした。しかし、現在の日本の労働市場のニーズには反しています。サービスに関して全国規模の単一市場を創出する法的な基盤を定めるような改革を行うべき時です。欧州では、財の単一市場と、金融サービスなど一部サービスの単一市場創出にある程度成功していますが、サービスの単一市場が十分でないという点では、日本と似た問題を抱えています。

働き方改革を進めるための人事マネジメントの課題：

ワーク・ライフ・バランス 国際比較調査からの示唆

— 2012年7月18日 開催 —

武石 恵美子

(法政大学キャリアデザイン学部 教授)

ワーク・ライフ・バランス (WLB) は、ともすれば従業員の福利厚生の一部としてとらえられがちであるが、グローバル化が進む中、企業内での多様性の確保が不可欠であることから、日本企業における WLB の実現は、重要な政策課題となっている。こうした中、長年にわたり WLB 問題の研究を続けている武石恵美子教授は、「働き方」に関して日本とは明らかに異なる構造にある欧米諸国を参照しながら、日本の働き方の現状とそれを変えるための方策について検討するために、RIETI において国際比較研究を実施した。 (「ワーク・ライフ・バランス施策の国際比較と日本企業における課題の検討プロジェクト」 <http://www.rieti.go.jp/jp/projects/prd/prd-1/09.html>)

今回の BBL では、この研究成果を踏まえ、日本で働き方を変え WLB を実現するための対応について、特に企業組織の人事制度、職場マネジメントに焦点を当て、職場レベルの対応の重要性について論じた。

研究の課題

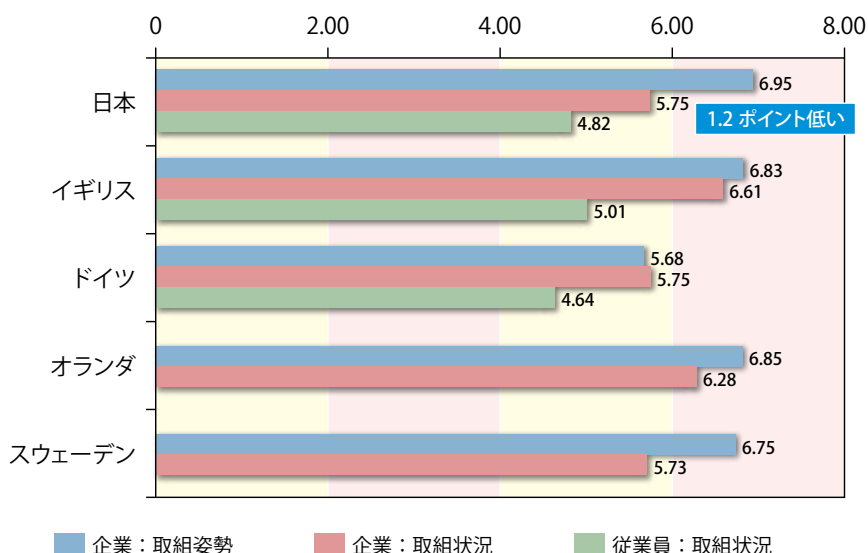
ワーク・ライフ・バランス (WLB) に関しては、重要な政策課題として取り組まれているにもかかわらず、その効果が実感しにくい現状にあると思います。日本の働き方は、欧米諸国とは明らかに構造が異なっています。そこで、日本の働き方の現状とそれを変えるための方策について検討するため、英国、オランダ、スウェーデン、米国、ドイツといった欧米諸国との国際比較研究を行いました。研究成果は、RIETI の研究として「国際比較の視点から日本のワーク・ライフ・バランスを考える」というタイトルで出版されましたので、詳細についてはこちらをご覧ください。

データとして、RIETI および内閣府経済社会総合研究所による「仕事と生活の調査に関する国際比較調査」の結果を分析していますが、従業員調査は日本、英国、ドイツの企業で働くホワイトカラー職の正社員を対象としています。英国、オランダ、

スウェーデンに関しては、企業へのインタビュー調査も実施しています。

日本企業の特徴として、WLB の取り組み姿勢 (WLB 支援に取り組むべきである) は、10 点満点中 6.95 点と、他の国と同程度もしくは上回る水準となっており、企業が WLB に

企業の WLB 支援策の現状



高い意識をもっていることがうかがえます。しかし、WLBの取り組み状況(WLB支援に積極的に取り組んでいる)は5.75点に留まっており、取り組み姿勢と取り組み状況の間のギャップが大きいようです。

企業におけるWLB支援制度の導入割合として、日本はフレックスタイム制度や、とりわけ在宅勤務制度の導入率が低いという特徴があります。そして、法を上回る育児休業制度やフレックスタイム制、在宅勤務制度の運用について「大変だ」と回答する割合が、日本の企業は比較的高い傾向にあります。また、こうした支援制度が生産性に及ぼす影響の認識として、日本以外の英国、オランダ、スウェーデン、ドイツは「プラスの影響がある」と回答する企業が多いのに対し、日本では、「プラスの影響」とする回答は非常に低い点が目立ちます。つまり日本企業では、WLB支援制度を導入していても、必ずしもプラスの評価がなされていない現状があります。

➡ 長時間労働と日本的雇用慣行

では、日本の長時間労働の背景には何があるのでしょうか。日本の企業は長期雇用を前提に教育訓練などのコストを投じるため、正社員に対し高い固定費を負担しています。そのため人数を最小限に抑えた正社員が長時間労働になるという構造的な問題が指摘されています。これは日本以外の国においても、高い固定費を投じられる正社員は長時間労働になりやすい傾向がみられます。

ただし職場管理の方法として、上司が特定の部下に業務が偏在しないよう配慮したり、円滑にコミュニケーションをとつ

たりすることには、労働時間を短縮させる効果がみられます。つまり職場管理を工夫することによって、労働時間の短縮が可能になることが分析されています。

➡ 個人の満足や職場パフォーマンスにWLB施策はどう影響するか

英国やドイツと比較した就業実態等の特徴として、日本は労働時間が長く、とくに管理職は長時間労働になっています。また勤務形態や勤務時間が画一的であり、フレックスタイム制度を利用しても勤務時間に変化がありません。英国では22.7%の人が短時間勤務で働いていますが、日本は2.4%に留まっています。始業時間や終業時間も、英国、ドイツは個人による分散が大きいのですが、日本では特定の時間帯に集中する傾向がみられます。

そこで過剰就業意識をみると、やはり「現状の労働時間を減らしたい」と回答している人が日本は男女とも2割以上を占め、英国やドイツを大きく上回っています。特に日本では、労働時間が長いと過剰就業意識が高まるのですが、英国、ドイツではそのような傾向は弱いことから、英国、ドイツの労働者は、長時間労働が個々人の選択の結果である可能性が指摘できます。またWLB満足度では、「仕事と生活に割く時間のバランスへの満足度」について「満足している」もしくは「どちらかといえば満足している」と答えている人の割合が、日本は少ない状況にあります。職場のパフォーマンスに関しても、「業績がよい」「効率的に仕事を行っている」といっ

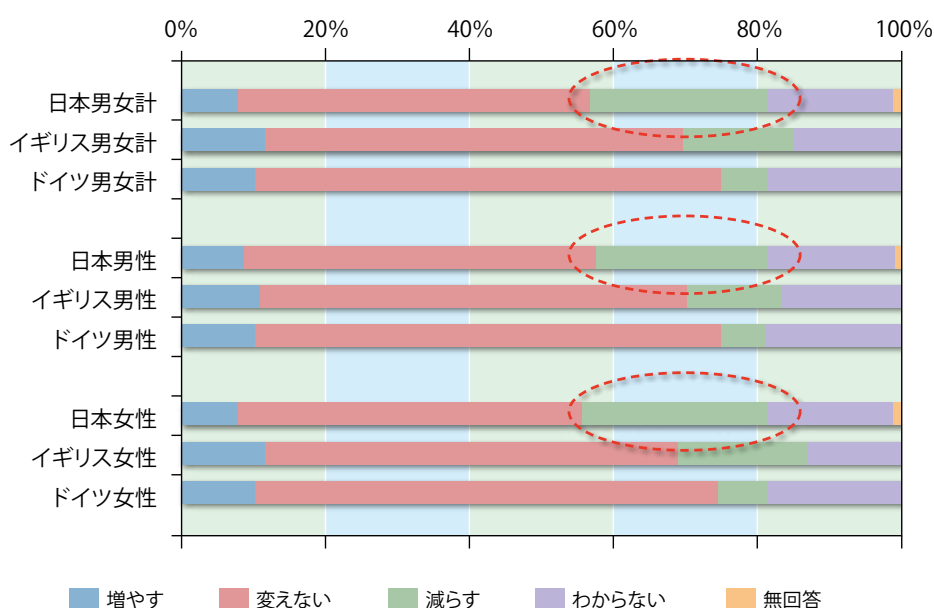
た項目で、日本は低い傾向がみられます。

このようなWLB満足度や職場のパフォーマンスに対する企業のWLB関連制度や施策の影響について分析すると、育児休業や短時間勤務制度は目立った効果を及ぼしていません。一方で、企業による労働時間削減のための取り組みは、有意な効果がみられています。つまり制度や施策の中でも、両立支援やフレックスタイム制度、在宅勤務制度は効果をもたらにくいことが、日本の特徴といえます。

また、職務が明確で職務遂行に裁量性がある、支援的な上司である、助け合う職場であるといった特徴は、WLB満

過剰就業意識

「現状の労働時間を減らしたい」





足度、職場のパフォーマンスの両方にプラスの影響をもたらします。日本では、職場の要因が重要なことがわかります。

英国やドイツにおいても、やはり職務の明確性や支援的な上司、助け合い職場といった要素がプラスの効果をもたらしています。ただし、英国ではフレックスタイム制度が、ドイツでは、在宅勤務が、WLBの満足度や職場のパフォーマンス向上に寄与しています。日本で在宅勤務制度を導入する企業は非常に限られていますが、海外では在宅勤務制度を導入する企業が増えており、企業にとってもメリットのある制度として考えられています。

という認識のもと、さまざまな取り組みがなされています。

英国の事例として、従業員数8万6000人の大手通信社では、管理職の意識改革に力を入れています。英国でも、部下が目の前にいなければマネジメントできない、在宅勤務の部下は遊んでいるようで信用できないというマネージャーがいるそうです。そのため、管理職の意識改革を重要視しているということです。

同じく英国のある大手製薬会社は、マーケットが柔軟になっていく中で“FW（フレキシブルワーク）はFlexible thinkingにつながる”と考え、柔軟な働き方の推進に取り組んでいます。そして、やはりインフォーマルな支援や管理職のマネジメントに力を入れており、FWを円滑に推進するために、マネージャーのコミュニケーション能力向上や目標の共有に努めています。

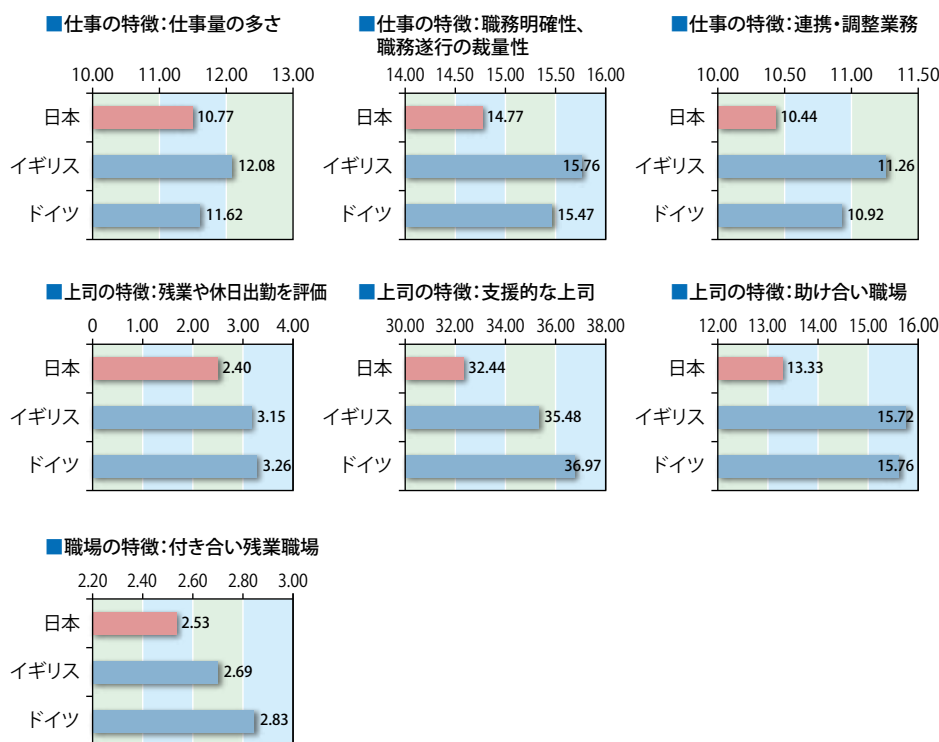
オランダは、パートタイムで働く人が多いのが特徴です。1990年代以降、女性の就業率が拡大する中で保育サービスが充実しており、祖父母の支援といった親族のネットワークも活用されています。育児休業取得率は女性でも37.3%と低くなっていますが、これは育児休業を取得せずパートタイムでの勤務が可能のためです。

また、オランダでは最近、交通事情やオフィスコストの高騰を背景に、テレワークが拡大しています。やはりFWの導入には意識の改革が重要ですが、「信頼」がキーワードとして注目されます。上司が部下を信頼して仕事を任せられなければ、FWは推進できません。オランダではすでにパートタイム就業が進んでおり、短時間就労のマネジメントが職場に定着していたため、在宅勤務も円滑に導入できたということです。

スウェーデンは、男女共同参画政策をベースにレベルの高い施策を推進しています。法整備の面で相当高い水準にありながら、企業・職場レベルにおいても、積極的な対応が行われています。法定水準をさらに上回る内容の両立支援制度を導入する企業も多くなっています。それによって企業と従業員の間に信頼関係が醸成され、企業としてのメリットも実感されるということです。

海外企業の事例をみると「自立と責任」が働き方におけるキーワードになっており、やはり職場レベルで上司と部下との関係がうまく構築できていることが大事だと指摘されています。海外でも職場レベルの対応が重要であることを改めて感じます。

WLB 実現に関連する職場マネジメント（ポイントの比較）



海外の状況

英国は1990年代後半から2000年代にかけて、WLB政策を集散的に推進しています。とくに2001年頃には、従業員が柔軟な働き方をリクエストできる法律が施行されました。そして2010年に英国を訪れた際には、制度的な対応もさることながら、よりインフォーマルな職場マネジメントによって柔軟な働き方を実現することが重要だという認識が、企業に限らず政府や労働組合を含め、あらゆる方面から指摘されていることが印象的でした。

とくに職場運営に関しては、制度を利用せずとも育児や介護を両立できる働き方をマネージャーが工夫することが重要

➡ 研究結果からの示唆

日本は長時間労働に加えて働き方が画一的であることが、他の国々と大きく異なる特徴といえます。また、長時間労働でも働き方が柔軟な人はWLBの満足度が高いという分析もありますので、働き方の柔軟化を進め、フレキシビリティを高めることが重要だと思います。働く人のWLB実現は、施策の導入以上に職場のインフォーマルな対応に依存するという認識が重要です。職場のマネージャー支援を進めて、適切な仕事管理ができる状況を作り出すことが極めて重要です。それは日本だけでなく海外でも共通する課題といえます。ただし、政策として、職場に働きかけていくことは非常に難しい面があることも事実です。こうした職場への介入について、2012年6月にニューヨークで開催されたWFRN Conferenceでは、職場マネジメントに関連する研究報告のセッションが行われました。海外にも日本と似たような状況がありますので簡単に紹介します。

米国においても、WLBの実現のためには職場レベルでの取り組みや上司の役割の重要性が指摘されています。私が参加したセッションでは、Leslie Hammer氏らの研究が報告されました。この研究では、職場に実験的に介入し、実験グループと対象グループでどのような違いがみられるか、縦断的なデータで分析しています。

概要として、対象職場をランダムに2グループに分け、一方を介入グループ、他方を不介入グループとします。介入グループでは、職場の上司にマネジメントのトレーニングをおこな

います。開始時にベースラインとしてグループの特徴を把握し、その後は6カ月単位で経過報告をみています。今回は、6カ月経過した時点での報告がおこなわれました。介入グループのマネージャーが受けたトレーニングは、eラーニング（一般的な情報提供や企業の取り組みの理解など）、対面での対話訓練、自己点検（訓練後の3～5週間に自分の行動を確認する）などです。

ベースラインのデータでは、睡眠時間や心血管リスク（コレステロール値）の推移を測定し、WF（ワークファミリー）バランスにおける心身の健康に関する指標として分析しています。結果として、上司が部下のWLBのニーズを理解し柔軟である場合、部下の心血管疾患のリスクは低く、睡眠時間も長い傾向にありました。

では、実際に介入し、6カ月経過後の結果はどうだったかというと、短期間ということもあり、顕著な変化はみられませんでした。ただしIT企業の研究において、55の対象グループ（694人）を介入グループと不介入グループに分けたところ、介入グループでいくつかの改善がみられました。具体的には、従業員の仕事管理、上司のFSSB（Family Supportive Supervisory Behaviors）、従業員の仕事と家庭の調和を示す指標などが改善しており、引き続き、6カ月ごとに評価がおこなわれるということです。

このように、アメリカを含めた欧米諸国でも、職場における適切なマネジメントが、従業員のWLBに影響力を持っていることが多くの研究で明らかになってきています。私たちの研究でも、この点が共通に指摘されましたので、さらにこの観点からの研究を進める必要があると考えています。

質 疑 応 答

Q インフォーマルな支援について、もう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

A いろいろな意味合いがあると思いますが、たとえば英国では、育児や介護をしている人がフレキシブルな働き方をリクエストできる法律がありますが、そうしたフォーマルな制度を利用する場合、一定の減給があるなど、硬直的な対応にならざるをえません。しかし公的な制度を利用せずとも、企業がある程度フレキシブルな働き方を認めてくれれば、減給なしに働き続けることが可能になります。

日本に置き換えて考えると、出産後10年間も短時間勤務制度を利用すれば、その間の経験値は下がり、キャリアの差が大きく開いてしまいます。それよりも早く復帰し、育児のために残業や出張が避けられるよう職場の中でやりくりしてもらえれば、キャリアへの影響も低減することが可能です。

Q 日本は職務規定が曖昧な場合が多く、かつチームで仕事をするため、上司の裁量部分が大きいように思っています。上司のマネジメントによって働き方の柔軟性が左右されるということでしょうか。

A そうだと思います。上司によるマネジメントが、日本は他の国以上に重要だと思います。日本は女性の管理職比率が低く、かつ管理職は多忙で、部下のマネジメントに注力する余裕もありません。企業はまず管理職の働き方やマネジメントの状況を把握し、支援していくべきだと思います。

RIETI-JETRO シンポジウム

2012 年 6 月 7 日開催

貿易投資のグローバル・ガバナンス ー自由貿易を守るためにー



WTO ドーハ・ラウンドは、2001 年の開始以来 10 年を経過したが、2011 年末の WTO 閣僚会議でも終結の目処は立っていない。ヨーロッパを震源とする世界経済低迷が予想される中、自由貿易とグローバルな貿易システムを守るために何をなすべきか、真剣に議論し行動すべき時期にあるといえる。

こうした中、RIETI と JETRO は、WTO に体现されるマルチの貿易システム、バイ (FTA・RTA)、イシューに着目したプルリ (複数国間) の合意について議論し、貿易投資のグローバル・ガバナンス実現の課題と処方箋を議論・提言することをめざし、シンポジウム「貿易投資のグローバル・ガバナンス」を開催した。

来賓挨拶 中根 康浩 (経済産業大臣政務官)



国際貿易が転換期にあることを踏まえ、グローバルサプライチェーンの実態に即した貿易環境を実現すべきだ。ドーハ・ラウンドが難航し、FTA 競争が加速化しても、世界的に効率的なサプライチェーンを築き、保護主義に対抗するルールに基づく貿易体制を構築する上で WTO の重要性は変わらないことから、ビジネスのニーズにシンクタンクの中長期的な視点を結合させ、今後の自由貿易の展望を見いだしていきたい。

とから、ビジネスのニーズにシンクタンクの中長期的な視点を結合させ、今後の自由貿易の展望を見いだしていきたい。



に進めない状況にある。その背景には、困難な決断を先送りさせる各国の国内政治事情があり、政治的な意志が求められている。ラウンド開始当時との大きな違いは、中国を初めとする新興国の台頭と、金融危機とそれによる保護主義の強化で、保護的

措置の対象となる貿易の割合は、わずか 1 年の間に 1% から 3% に上昇している。

ドーハ・ラウンドの問題は、加盟国の多さや、コンセンサスが必要とする意志決定プロセスにあるわけではない。パッケージを全て受け入れる一括受託方式は問題な点もあるが、今のところ代替策はない。ラウンドの必要性を認識し、グローバルサプライチェーンなどの新たな課題に対応できるよう、システムを進化させていくことが必要。よりよい政策に繋がるような意見を期待している。

セッション1

WTO ドーハ・ラウンドと WTO 改革

WTO とラウンドの現状と見通し

アレハンドラ・ハラ (WTO 次長)

ドーハ・ラウンドは、2008 年以降膠着し最終交渉の段階

パネルディスカッション

モデレーター

石毛 博行 CF (JETRO 理事長)

国際貿易の実態の変化に貿易交渉が対応できておらず、従来のやり方ではラウンド終結は望めない。変化の具体例としては、JETRO・アジア経済研究所と WTO の共同研究で発



表した「付加価値貿易」の概念がある。付加価値貿易とは、商品の製造工程上の原産地国ではなく、その付加価値の源泉国に着目した概念である。

現代の貿易構造は、こうした観点から考慮する必要があるにもかかわらず、貿易交渉は今でも原産地主義のみに依拠しているというズレが、通商交渉の問題点の1つになっている。具体的な論点としては、(1)WTOの従来の方式に代わるアプローチの可能性、(2)保護主義の動きをどう見るか、(3)産業界のWTOへの支持をどう確保するか、(4)RTA/FTAとWTOとの関係をどう見るか、を提示したい。

金原 主幸（日本経済団体連合会 国際経済本部長）



経団連としては、政府への提言や共同声明の発出を数多く行うなど、一貫してドーハ・ラウンドの推進を主張し活動し続けており、2006年6月の提言では、停滞を憂慮し、加盟各国の政府決断を求めている。しかし、交渉に進展が無い中、国内産業界の

WTOに対する関心は薄れてきている。

ジョアン・アギアル・マチャード（欧州委員会貿易総局 次長）



WTOの機能には、加盟国の政策の監視（モニタリング）、紛争の解決（司法）と交渉機能の3つがあり、ドーハ・ラウンドは3つめの交渉機能の問題。仮にドーハ・ラウンドが頓挫しても、WTOの存在意義が無くなるわけではない。交渉停滞の理由は中国、インドなど新興国の台頭。2001年には交渉の焦点は農業にあったが、今はサービスや鉱工業製品などの非農産品の市場アクセス（NAMA）の重要性が増し、ラウンドは当初の前提では解決できなくなっている。

基本的な「遅さ」と「狭さ」が極めて問題となっており、それが産業界の興味を失わせる要因になっている。また、コンセンサス方式、一括受諾方式に基づく弱い意思決定メカニズムについても真剣に見直す時期にきている。なお、現在の紛争解決メカニズムは適切な立法機能なくして存続し

中富 道隆 CF（経済産業省 通商政策局 特別通商交渉官）

えないことは明らかであり、ラウンドが死んでもWTOの紛争解決メカニズムが生き残るとは思えない。



張 蘊嶺（中国社会科学院（CASS）国際問題研究学部 主任）



世界情勢の変化に鑑みて交渉の焦点を農業から産業にシフトすべき。また、途上国の責任範囲を拡大する必要がある。中国はより大きな責任を負うよう圧力がかけられる一方、現実的には今なお発展途上の国であるというジレンマから明確な方向を示せない

でいる。現状では、FTAやRTAがサプライチェーンの問題に対応しているが、付加価値貿易にはグローバルなシステムが必要である。

黒田 淳一郎（経済産業省 通商政策局通商機構部 総括参事官）



FTAといった地域の取り組みも重要だが、WTOのグローバルなルールや司法機能、紛争解決メカニズムは他の協定で代替することはできない。一方で立法機能を改善する必要性について、保護主義が各国に及ぼすデメリットについて分析する必要がある。

また貿易円滑化、情報技術協定（ITA）の拡大といった分野は、積極的に取り組んで成果を出すことが重要だ。中長期的には、産業界との連携強化が重要であり、それに関して現実と貿易交渉のギャップをいかに埋めるか、各国の政府が通商交渉を進める体制をどうすれば構築できるかといった議論を進めていく必要がある。



ハラ：従来のやり方では通用しないことは明らかだが、モダリティーを全部変える必要はない。まずは、NAMAや農業はさておき、合意できる分野で合意を積み上げ、マルチ交渉に向けた政治決断を促す方法も考えられる。

中富：2011年の閣僚級会合において、一括受諾方式では成果が出ないという共通の認識に至っている。可能性のある分

野はいろいろあり、連携して努力を進めるべき。

張：米国がドーハ・ラウンドに対する関心を失っているのは問題。米国は TPP に軸足を移しつつあるが、WTO の柔軟性を高めることで、そうした風向きを変えられるかもしれない。

黒田：ITA は短期間に成果が出せる可能性がある。貿易円滑化も、利益をより具体的に示し、適切な財政的・技術的支援のあり方を議論すれば成果を出すことが可能。どこかでイシューのリンケージの議論は出てくると思うので、産業界の支援も重要。

石毛：WTO の停滞は誰の責任か。

金原：企業がルールづくりに関心がないのは、WTO は官の世界で民の世界ではないと認識されているため。経済界が WTO に関心を失っているのは不健全であり、企業側でもリーガルマインドを持つ必要がある。産業界の支援組織をつくるのも考慮に値する。

セッション2

RTA・FTA の展望

「アジア太平洋の RTA・FTA の展望」

ジェフリー・J. ショット ピーターソン
(国際経済研究所 (PIIE) シニアフェロー)



ドーハ・ラウンドの停滞に伴い、貿易交渉の中心的な舞台が TPP に移っている。TPP は地域レベルの自由化に向けた主な推進力となると同時に、参加国同士の関係強化につながる戦略的価値がある。TPP は FTAAP の基礎であり、今後のアジア太平洋の FTA のコアになる。内容的には、ドーハ・ラウンドで落とされたものを拾っており、ラウンドの誤りを修正するもの。2012 年中の合意を目指してはいるが、最短でも 2013 年になるのではないかとみている。

TPP は日米の同盟関係を強化すると同時に、他の国との関係においても既存の 2 国間経済連携協定をアップグレードすることができる。

米韓による貿易の反射的差別から逃れ、対等な競争環境での競争も可能となる。米国としても日本の TPP 参加を強く歓迎したいが、日本国内における政治的支持が得られるか、その結果次第で日本が広範な例外措置を求める可能性を懸念している。たとえば郵政民営化法に関連した国有企業と民間企業の競争条件のルールや、農産品に関する広範な例外要求への懸念がある。

「欧州のアジア・太平洋の FTA 戦略」

ジョアン・アギアル・マチャード
(欧州委員会貿易総局 次長)

EU の貿易政策は経済成長の加速に向けた 2 つの EU 文書 ("Global Europe Communication 2006" および "Trade, Growth and World Affairs 2011") に基づいているが、それによると 2015 年には経済成長の 90% が EU 域外に由来するものとなり、EU の外需依存度はますます高まるとみられる。

1995 年から 2010 年にかけての貿易実績の推移をみると、EU は堅実に輸出シェアを維持している。EU はドーハ・ラウンドの成功を望んでいるが、交渉の停滞を受け、2006 年を境にさまざまな枠組みでバイの交渉を立ち上げ、既に合意が締結されているものもある。また、中米との交渉も成功している。(図 1.)

EU-韓国の FTA は非常に包括的な FTA 合意の一例である。EU はこれまで地域単位での貿易協定に長年フォーカスしてきたが、こうしたアプローチには限界があるため、国単位での交渉も立ち上げている。現在は米国との高いレベルの FTA 締結に向けて協議が進んでいる。インドとは進展があるが、まだ結果を予測するのは早計。ASEAN については、国

図 1. Bilateral agreements—state of play



毎の交渉に方針を転換し、ベトナムともまもなく交渉を開始する。しかし中国とは、FTAではなく投資協定を目指している。さらに日本とのスコーピング作業は先週成功裡に終了したので、交渉開始に向けて、加盟国から交渉マンデートを取り付けることとしており、マンデートが取れば交渉に入れるとした。

パネルディスカッション

永田 理 (トヨタ自動車株式会社 常務役員 (日本自動車工業会 国際委員長))



日本の自動車市場が閉鎖的という指摘があるが、乗用車、トラックともに日本は無税だが米国は乗用車2.5%、トラックは25%の関税を課している。欧州メーカーは日本市場でシェアを獲得しており、むしろ商品開発、マーケティングといった総合的な

企業努力が販売の結果につながっているのではないかと。また、日本に自動車税体系が海外メーカーに対して非関税障壁となっているとして、欧州自動車工業会が改善を要望する日本の非関税措置6項目に軽自動車の税体系が含まれている。しかし、各国とも税体系はさまざまであり、内外無差別であるにもかかわらず、なぜ非関税障壁と主張するのかわからない。

岡田 秀一 (経済産業省 経済産業審議官)



高いレベルの経済連携を目指すべく策定した「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、TPPについては、野田総理大臣の記者会見(2011年11月11日)の内容に沿って、日本は交渉参加に向けた関係国との協議を行っている。日本は既に過去のEPA

で幅広い分野をカバーするルールを約束しており、TPPのルールの分野もほとんどが含まれている。TPP、日中韓FTA、日EU-EPAなどの取り組みが相互に刺激し合うことが期待されており、日本としては全方面で高いレベルの経済連携を目指している。

山下一仁 SF (キャノングローバル戦略研究所 研究主幹)

日本と米国・EUとの農業政策の違いとして、欧米は直接支払いによる農業保護に政策を転換したのに対し、日本は相



変わらず高関税により農業保護を図っており、直接支払いへの転換が必要だ。(図2。)

輸出先の関税を撤廃するTPPは日本の輸出競争力を高めるもので、国内の食物の需要が高齢化や人口減少で縮小する中で、輸出需要を開拓で

きる自由貿易は、日本の農業資源の確保につながり、食料安全保障のカギになる。中小企業が広域の自由貿易圏から排除されるなど、TPPに参加しないことのデメリットを積極的に提示すべき時期に来ているのではないかと。

図2. フードセキュリティ

項目 \ 国	日本	アメリカ	EU
生産と関連しない直接支払い	△ (一部の畑作物)	○	○
環境直接支払い	△ (限定した農地)	○	○
条件不利地域直接支払い	○	×	○
減反による価格維持	●	×	×
1000%以上の関税	こんにゃくいも、雑豆	なし	なし
500 - 1000%の関税	コメ、落花生、でんぶん	なし	なし
200 - 500%の関税	小麦、大麦、バター、脱脂粉乳、豚肉、砂糖、生糸	なし	バター、砂糖 (改革により100%以下に引下げ可能)

注：○は採用、△は部分的に採用、×は不採用、●は日本のみ採用。

張 蘊嶺 (中国社会科学院 (CASS) 国際問題研究学部 主任)



東アジアは成長センターたるべきであり、生産ネットワークが重要。日中韓FTAは東アジアを包括する経済連携の推進力となるかもしれないが、これは政治的合意次第である。TPPはFTAAPに向けた1つの動きで、日中韓などと並行して動くことは歓迎して

おり、中国はその動きを細かく注視している、ただし、中国としては米国・EUとFTAを結ぶことは当面考えられないため、東アジアに期待をかけている。

モデレーター

深川 由起子（早稲田大学 政治経済学部 教授）



米国がハブ・アンド・スポーク型の米国中心の考え方を考えることは可能か。

ショット：米国は世界の中心とは考えていないが、他方で国益を実現できる対外レジームの構築を目指している

ことは確かである。また、永田常務の見解については、ワシントンでは広く理解されているが、他方で排ガス規制のような論点は、議論して調和させる必要がある。

マチャード：FTA は市場開放を目的としており、将来的に WTO 合意を形成するための布石となり得る。米 EU 間の FTA 交渉に関しては、マーケットアクセスの向上を目指すもので、調和作業に留まるであろう TPP 以上の成果を期待している。

岡田：TPP、日中韓 FTA、日 EU・EPA などの各取組が相互に刺激しあうことが期待されており、日本としては全方面で高いレベルの経済連携を目指して取り組んでいく。

山下：TPP に日本が入らない場合のデメリットについて議論すべき時期が来ている。たとえば、大企業が FTA の整備された外国に生産拠点を移転した場合、原産地規則の計算に組み込まない日本の中小企業は取引先が無くなる。

セッション3

プリア合意とグローバル・ガバナンス

プリア合意とグローバル・ガバナンス

中富 道隆 CF

1997 年の ITA、金融サービス合意、テレコミサービス合意に加えて、2011 年に模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) が署名され、今後さまざまなイシューベースのプリア合意が動き出す可能性がある。(図 3.) WTO は各国あるいは産業界が抱える問題に正面から向き合う必要があるが、プリア合意はメンバー国の variable geometry に対応するための重要なツールとなる。FTA に関して、ルールの「スパゲティ・ボ

ウル現象」が起こる可能性があるため、プリアを「FTA と並ぶ自由化・ルールづくりの重要なツール」として使いこなしていくことが必要。

更に、プリア合意の特質として、限界はあるものの、WTO における意思決定の困難を回避することができる、新しい産業界ニーズに早期に対応できる、将来のマルチルールに向けた準備ができる、といった点が挙げられる。内容的制約としては、クリティカルマスをどのようにつくるかが大切で、「目標水準」、「参加国メンバー」、「期限」の 3 つの軸を常に考える必要がある。WTO、FTA、イシューベースのプリア合意の制度間競争の時代が始まっており、イシューベースのプリア合意を使いこなす必要性が高まっている。投資、競争、電子商取引、基準認証等の様々な分野で、今後プリア合意の可能性はある。

図 3.

複数国間合意 (プリア合意)

マルチ合意		複数国間合意(プリア合意)		
		国ベースの複数国間合意	イシューベースの複数国間合意	
WTOルールあり				WTOルールなし
WTO GATT94 annex1～3 協定	GATT24条 GATS5条 RTA/FTA	annex 4 協定 政府調達 民間航空機	金融合意 テレコミ合意 ITA、ACTA 等 今後、サービス 電子商取引 基準認証・ TBT原産地 等 でのプリア合意 の可能性あり	今後、 競争ルール 投資ルール 等 の可能性あり (投資については TRIMあり。)

* イシューベースの複数国間合意について、本稿では、通商ルール作り・自由化への貢献という観点から、3 か国以上のものを検討の対象とする。

「ITA の拡大と IDEA 構想」

ホースク・リー・マキヤマ

(欧州国際政治経済研究所 (ECIPE) ディレクター)



WTO の情報技術協定 (ITA) は、WTO の枠組みにおける貿易自由化の中で最も意義深いもの。中国とアセアン諸国の台頭によって、巨大な供給ネットワークが構築されつつあり、いまや IT 産業において途上国が世界貿易の 75% に関与するまでとなっている。ITA は富裕国と貧困国との格差を埋めることに一定の成功を収めているが、対象製品の拡大 (ITA2) に関する交渉は難航し、ここ 15 年のプロダクトサイクルや技術革新に追いつ

けないでいる。

具体的な政策的課題としては、製品の多機能化と情報サービス依存製品(情報サービスに接続しなければ使えない製品)への移行などがある。WTO のルールが及ばないところで新たな貿易障壁が生まれており、たとえばスマートフォンでは、リチウムイオン電池やスマートフォン関連サービス、また、ネットワークインフラへのアクセス、OS、アプリケーションが ITA の対象外である。

「プリア合意と途上国」

押川 舞香 (WTO 参事官)



WTO 協定は、annex4 協定など一定の場合に加盟国の一部がプリア合意を形成することを容認している。しかしながら、途上国グループのほとんどはプリア合意に反対するか、慎重な対応をとっている。マルチ合意を迂回するようなやり方に対して警戒しているのだ。

中富氏が指摘するプリア合意を支持する理由は、そのままプリア合意に対し途上国が懸念を持つ理由ともなる。一方でマルチに向けた別のアプローチの必要性を認識し、模索している国もある。たとえば ISA に関しては、BRICs 諸国がドーハ・ラウンドにおけるトレードオフの切り札がなくなること懸念する一方、G-90 は情報不足と蚊帳の外に置かれる可能性を危惧している。また、ACTA については、プロセスが不透明で、マルチのプロセスを迂回するものだとの批判がある。

プリア合意に関する最近の議論が WTO 協議を後押ししている面もあるが、前向きなのは主に先進国である。プリア合意に正当性を持たせるには途上国の参加が不可欠であり、途上国自らの利益に合致するようにプリア合意をつくり上げる



こと、透明性やキャパシティビルディングを確保すること、将来のマルチルールの基礎をつくるとの方向性が重要。小国に対しては特例を設けることも考えられる。

パネルディスカッション

モデレーター

小寺 彰 FF (東京大学大学院 総合文化研究科 教授)



国連や気候変動枠組み条約など、100 カ国以上の多国間での合意形成が困難になるのは、WTO に限ったことではない。FTA では、サプライチェーンのグローバル化に対応するようなグローバルなルールはつくれないので、WTO の重要性には変わりがない。その

の方策の1つとして、プリアの合意形成はどの程度有用なのか。

ショット: ITA への支持が強いのはそれが経済のインフラに関するものだからだ。こうしたプリア合意では主要国が大きな制度変更を求められるケースは少なく、途上国側にとっては投資を呼び込み、経済活動を底上げする機会となる。このようにすでに各国が対応していることを上書きしていくプリア合意は比較的容易だが、国有企業のガバナンス、貿易と為替レートに関連、気候変動などの経済インフラになっていない分野のプリア合意は、より困難である。国際サービス協定 (ISA) は、雇用創出効果が高く、他のセクターへの波及効果が大きいことから重要なので、WTO のアクションプランに盛り込むべき。

黒田: ITA は製品が短期間に進歩するため、ビジネスに追いつくには広範な対応が必要。途上国の参加に関しては、途上国の利益に訴えることが重要。それぞれの国益に応じた分析を各国際機関等と連携して進め、議論していきたい。

中富: できれば WTO 枠内での合意形成が望ましいが、動かない場合は枠外でやることも必要。広域 FTA とイシュー別のプリア合意は、ともに世界貿易ルールの基礎づくりになるし、将来のマルチルールの基礎をつくるとの方向性が重要。

押川: 交渉を前に進めるためには、途上国に魅力的な条件を出す必要がある。WTO としても努力できる余地はあるが、途上国側でも考え方を改める必要がある、そのうちいくつかの国が交渉に参加するようになれば途上国の考え方も変わるかもしれない。



Research Digest

Research Digest は、フェローの研究成果として発表された Discussion Paper を取り上げ、論文の問題意識、主要なポイント、政策的インプリケーションなどを著者へのインタビューを通してわかりやすく紹介するものです。

▶▶▶ Profile

2002 年 4 月慶応大学総合政策学部講師、2003 年 4 月 京都大学経済研究所講師、2004 年 東京大学大学院経済学研究科博士課程修了。2006 年 10 月神戸大学大学院経済学研究科助教授、2007 年 4 月神戸大学大学院経済学研究科准教授（名称変更）、2012 年 10 月より一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター准教授。主な著書に「顕示選好理論による真の物価指数の計測：マイクロデータの活用」美添泰人・大瀧雅之 編『家計のミクロ統計分析』（財）統計情報研究開発センター刊・2002 年）、「日米の輸出入統計と品質調整」松本和幸 編『国際収支と経済成長』（日本評論社・2003 年）、「プロダクト・イノベーションと経済成長：日本の経験」吉川洋・藤田昌久 編『少子高齢化の下での経済活力』（日本評論社・2011 年）

一橋大学経済研究所 准教授

宇南山 卓 FF

Takashi UNAYAMA



応急仮設住宅の建設と被災者の支援

—阪神・淡路大震災のケースを中心に—

震災復興の第 1 歩として、まず、被災者の住む場所を確保する必要がある。そのため、災害が起きると、災害救助法に基づき、応急仮設住宅としてのプレハブ住宅が相当数、迅速に建設、供給される事が望ましいと考えられている。しかし、応急仮設住宅の建設は非常にコストがかかる。阪神・淡路大震災の際は、土地の整備費などを含めると、1 戸当たり 350 万円が必要で、これは神戸市の借家世帯の支払う家賃（中位値）の 5 ～ 10 年分相当となる。一方で、東日本大震災では家賃補助という形で弾力的な仮設住宅の供与（みなし仮設住宅）が行われた。こうした状況を踏まえ、宇南山卓 FF は、現行制度による対応について、阪神・淡路大震災のケースに基づいて、効率性などの観点から評価を行った。分析結果を踏まえ、宇南山 FF は、災害救助法に基づいた緊急支援のパッケージについては、改めて考えなおす必要があると提案する。

▶どのような問題意識から、この論文を執筆されたのでしょうか。

東日本大震災や阪神・淡路大震災のような大災害からの復興において、住宅政策が最も重要なステップの一つだというのが研究を始めた第 1 の理由です。また、震災復興が停滞する中で、応急仮設住宅（プレハブ）の建設だけは迅速に決定され、その提供が始まっていました。応急仮設住宅についてはなぜ早く意思決定ができるのかを明らかにしたいという関心もありました。

▶応急仮設住宅の素早い提供は、2 つの大震災への対応だけの特徴なのでしょうか。

応急仮設住宅の建設は、大規模災害が発生すれば適用される一般的な政策です。というのも、災害救助法という法律に基づいて実施される措置で、大規模災害が起きた際の対策パッケージの一部分なのです。

災害救助法をベースに供与されるため、応急仮設住宅には災害救助法の考え方が適用されます。特に重要なのは、「現



物給付の原則」と「現在地救助の原則」が適用されることで、現物給付の原則とは、現金ではなく現物で対応すべきとするもので、災害発生時に物資が不足して、現金では役に立たないという実情を考慮したものです。また、現在地救助とは、支援は被災した自治体から供与するという原則で、実際の救助の主体が都道府県知事であるという実務上の制約から来るものです。

避難所の設置や、人命救助など災害救助法の枠組みで実施される他の施策にこれらの2原則が適用されることは適切です。しかし、応急仮設住宅の供与に関しては、その妥当性は必ずしも自明ではありません。応急仮設住宅は災害時の応急措置という短期的な側面と、被災地の住宅復興の過程という長期的な側面があるからです。言い換えれば、仮設住宅の建設に人命救助などと同等の緊急性があるのか疑問があるということです。

▶ 阪神・淡路大震災でも「現物」と「現地」の原則にかかわる疑問が生じたのでしょうか。

現物主義については、阪神・淡路大震災の際にも大きな問題でした。財産権の観点から、政府が個人資産の形成に関与すべきではないとされ、現金支給をタブー視する議論がされていました。緊急対応として現物を支給するという方法であれば、財産権の議論を避けられるため、プレハブの建設が一般的な対応となっているのです。

現在では、被災者生活再建支援法という法律が制定され、現金での被災者支援をする枠組みができています。しかし、依然として現金給付への抵抗感は強いようです。

阪神・淡路大震災では、現地主義の原則の制約はあまり強くは意識されませんでした。被災者数は多かったのですが、被災地は神戸を中心とした狭い地域であったため、主に兵庫県内の問題だったからです。一方、東日本大震災の被害は都道府県をまたぐ広域であり、原発事故もあったため、県境を超えた避難者が続出し、現在地主義という制約が大きくなりました。

災害への対応という点で、国も大きな役割を果たしますが、それは主に財政的な負担に限定されます。被災住民に直接対応するのは地方自治体です。災害救助法では救助主体を都道府県知事としており、それを市町村が補助するという形になっています。東日本大震災のような広域災害の場合、県外に避難した「元県民」に各県がどのように支援できるかが大きな問題になるのです。

災害救助法の枠組みに対する効率性からみた疑問

▶ 日本における仮設住宅の建設・供給が抱える問題点は何でしょうか。

今回の論文で問題提起したかったのは、特に現物主義の制約についてです。具体的には、効率性の観点で見て、災害救助法にもとづくプレハブの建築という現行の仮設住宅の提供方法が最善なのかということです。

応急仮設住宅の建設は非常にコストがかかります。阪神・淡路大震災の際は、土地の整備費などを含めて1戸当たり350万円かかりました。これは神戸市の借家世帯の支払う家賃（中位値）と比較すると、およそ5~10年分に相当し、総額は1689億円にのびました。

結論から言えば、現物主義にこだわらず、現金支給によって被災者の自主的な住宅再建や賃貸住宅への入居を促進できれば、より望ましい支援になると考えています。

▶ 現物主義が本当に必要なのか、という疑問ですね。

現物主義が採られている最大の理由は、緊急時には住宅の供給がなく現金では住宅が手に入らないからです。しかし、阪神・淡路大震災の際、被災地や隣接地における空き家の状況を示した資料をみれば、その前提は必ずしも正しくないことが分かります。

地震発生時には被災地市町村には13万戸程度の空き家が存在し、隣接市町村にも20万戸の空き家があったと考えられます。再建が必要とされた住宅戸数12.5万戸を大きく上回っています。つまり、プレハブを建設しなくとも被災者を収容する住宅の確保は可能だったのです。

図表1：「被災地・被災地隣接地域の空き家の状況」

	1993			1998		
	住宅	空き家	空き家率	住宅	空き家	空き家率
被災地域	1,492,490	150,300	10.1%	1,622,750	234,720	14.5%
うち神戸市	615,650	61,740	10.0%	660,950	95,250	14.4%
被災隣接地域	1,402,150	202,420	14.4%	1,506,440	261,830	17.4%
うち大阪市	1,038,250	162,850	15.7%	1,102,650	212,890	19.3%

単位：戸

注：1993年および1998年「住宅・土地統計調査」（第1表 居住世帯の有無（8区分）別住宅数及び建物の種類（5区分）別）より作成。被災地とは（大阪府）豊中市、（兵庫県）神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市；被災地隣接地域とは（大阪府）大阪市、箕面市、池田市、吹田市、能勢町、豊能町、（兵庫県）播磨町、加古川、稲美町、三木市、吉川町、三田市、猪名川町、洲本市。

実際、東日本大震災のケースでは、災害救助法の弾力運用という名目で、借り上げによる応急仮設住宅が認められました（みなし仮設住宅）。これは、実質的に家賃補助という現金給付による応急仮設住宅の供与です。現金支給は被災者にもメリットがあると考えられ、自発的に現物のプレハブを供与されたよりも多くの被災者が、家賃補助による仮設住宅の提供を選択しました。

▶このような問題は他国でも起きていますか？

現物主義の有効性については、日本だけでなく、米国のノースリッジ地震や台湾の集集地震などでも疑問視されています。海外のケースでも共通しているのは、住宅に対するニーズの多様性です。誰を対象に、何を提供すべきなのかを決めるのは難しく、政府が一律に現物で提供することは非効率になりがちです。

もちろん、現金給付の場合には、被災者はお金をもらうだけで本当に住む場所などを確保できるのか、という点を考慮する必要があります。しかし、少なくとも日本のほとんどの災害では、既存の空き家を活用することで十分に対応可能でした。

緊急対応と救済政策が混在する

現行の仮設住宅建設政策

▶仮設住宅の建設・供給はあまり意味がないということですか。

誤解がないように強調したいのは、被災者の住宅の確保に対する支援が不要であるとか、役に立たないと言っているのではありません。議論のポイントは、災害救助法に基づくプレハブ建設が必要なのかという点です。

これは、住宅再建を緊急時の対応とみなすか、長期的な復興支援とみなすかの議論です。緊急性を重視すれば、現物でなければならず、できる限り被災者に一律の支援をする必要があります。一方で、長期の復興支援とみなせば、現金給付が被災者のニーズをより反映することができ効率的です。また、特に大きな打撃を受ける貧困層をより重視することも可能になります。

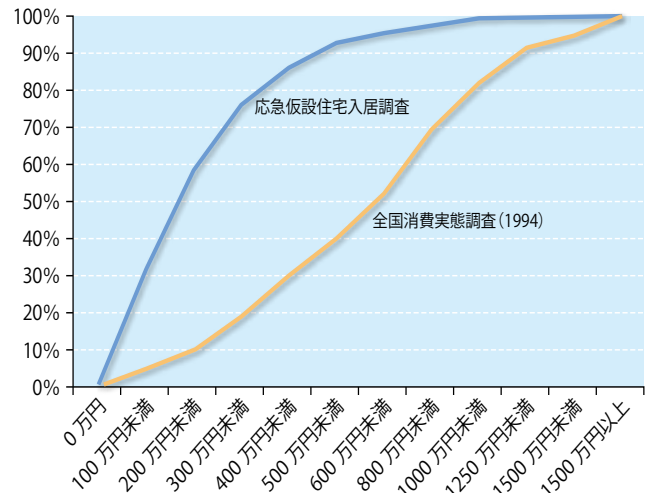
▶応急仮設住宅と災害救助法の関係をもっと議論しようということですね。

応急仮設住宅は災害救助法が想定する緊急対応という枠組のなかにすっぽり包まれているわけではなく、むしろ境界上に位置するような曖昧なところがあります。というのも、災害救助法は緊急対応が基本ですから、迅速性を重視して、被災者の所得や保有資産の有無などを区別せずに無差別に支援するはずですが、実際には貧困被災者の対策として

の側面もあります。

実際、阪神・淡路大震災では、仮設住宅への入居者のうち、世帯主が65歳以上の高齢者世帯は約4割を占め、年収200万円未満の世帯が半数以上を占めました。

図表2：「応急仮設住宅入居者調査と全国消費実態調査による世帯収入」



注：1994年「全国消費実態調査」および兵庫県「応急仮設住宅入居者調査（第3次）」より作成。
[参考：原図表はDPの図1]

応急仮設住宅の目的を、文字通りの応急措置とすべきか、貧困被災者対策とすべきかが明白ではなく、両者が渾然一体となっているようです。その混乱が実際の運用でも被災者の不満や非効率性につながっているようです。

緊急対策の枠組みから仮設住宅を独立させるべき

▶これまでの議論をまとめますと、応急仮設住宅はどのような方向を目指すべきでしょうか。

災害救助法に基づいた緊急支援のパッケージについて、改めて考えなおす必要があると思います。具体的には、応急仮設住宅の建設は災害救助法から独立させるように災害救助法を改正すべきです。災害救助法は緊急性の求められる対策に集中して、応急仮設住宅の建設は長期的な住宅再建の一部として位置づけ、別の枠組みで考えるべきです。

また、応急仮設住宅は貧困被災者対策としての側面を明確にしつつ、現金給付に切り替えるべきです。その上で、他の住宅政策との連携を強めれば住宅政策としても貧困被災者対策としても効率的になります。具体的には、公営住宅法に基づく復興公営住宅の建設や、被災者生活再建支援法に基づく支援金、生活保護等の他の低所得者支援策との整合性を確保しながら、より迅速に被災者を恒久住宅に収容することを目指すべきだと思います。

▶ 東日本大震災で認められたみなし仮設住宅のように 弾力的な運用でも対応可能ではないでしょうか。

弾力運用はあくまで現在の法的な枠組みを維持したままでやっていくことになるので、根本的な解決にはつながりません。災害救助法の枠組みの中に応急仮設住宅が位置づけられたまま現金給付に切り替えれば、緊急時の対応と貧困被災者対策が渾然一体となっているという歪みがさらに拡大する恐れがあります。

具体的には、これまでプレハブの仮設住宅であれば入居しなかったような相対的に所得の高い被災者も、現金給付であれば受給を希望する可能性があります。緊急対応のままだでは、そうした被災者を排除することは困難です。そうなれば、予算には限りがありますので、結果的により貧しい被災者への支援が減ることになります。応急仮設住宅の供与を、貧困被災者の支援であることを明確にしていれば、現金給付で効率性を確保しながら、より適切な支援が可能になると期待できます。

▶ 現金給付には問題はないのでしょうか。

最大の問題は不正受給が生じる可能性です。現物支給であれば、不正をしてまでプレハブに入居するケースは少ないかもしれませんが、現金の支給となると不正受給が起きる可能性は高まります。これは、現在実施されている弾力運用でも避けられないはずですので、今回の経験をしっかりと検証して、今後の制度設計に活かしてもらいたいと思います。

また、災害救助法の「被災者は無差別に支援する」という枠組みから貧困被災者対策への移行をするなら、受給者の資格を審査する必要がでてきます。実際の災害発生時に誰が「貧困」であるかを審査するのは時間的に難しい課題でしょう。たとえば、対象となる住民の登録をするなど、平時に備えておく必要はあるでしょう。

被災地域の復興の観点からは 現金給付は不利となる恐れも

▶ もうひとつの原則として、現地主義がありますが、 これは問題ないのでしょうか。

あまり注目されませんが、こちらにも問題があると考えています。現地主義の原則が、災害後の人の移動を阻害している可能性があるからです。本研究の中で、国勢調査を使ってそのインパクトを推定してみました。それによれば阪神・淡路大震災の際に、震災がなければ県外に転居しただろうと考えられる人数よりも、実際の県外転居は約 1 万 9000 人も少なかったと推定されます。

図表 3：「被災地・被災地隣接地域の空き家の状況」

	被災地域				被災地隣接				Difference in Difference	震災の バクト*
	2000年 (a)		1990年 (b)		2000 年 (c)		1990年 (d)		$\{(a) \cdot (b)\} \cdot$ $\{(c) \cdot (d)\}$	
常住者	3,554,048	100%	3,533,420	100%	3,682,437	100%	3,582,180	100%		
現住所	2,250,975	63.3%	2,483,443	70.3%	2,418,131	65.7%	2,537,320	70.8%	-1.8%	-63,395
転居者	1,303,073	36.7%	1,049,977	29.7%	1,264,306	34.3%	1,044,860	29.2%	1.8%	63,395
自市町村内	760,134	21.4%	495,236	14.0%	738,664	20.1%	516,819	14.4%	1.7%	61,857
転出	542,939	15.3%	553,846	15.7%	525,642	14.3%	527,376	14.7%	0.1%	1,779
県内他市区町村へ	246,170	6.9%	233,573	6.6%	234,049	6.4%	236,973	6.6%	0.6%	20,457
他県へ	296,769	8.4%	320,273	9.1%	291,593	7.9%	290,403	8.1%	-0.5%	-18,678

単位：人

注：1990 年および 2000 年「国勢調査」（人口移動集計）より作成。被災地は図表 1 参照。

〔参考：原図表は DP の表 2〕

これは、被災者の支援が都道府県単位で実施されるため、県外に転居することで支援を受けられなくなることを避けるために転居を断念したのだと考えられます。県外に親戚がいるなど、被災者が県外転居を希望する可能性は十分にあるのですが、現行制度ではその対応ができないのです。現金給付に切り替え、国が支給することにすれば、現地主義に拘る必要はなくなるでしょう。

▶ 現地主義の原則で縛られないとなった場合、 デメリットはありますか。

被災者にとっては自由に住む場所を選ぶことが望ましいですが、被災地にとっては現住所を離れる人が増えれば増えるほど、地域の復興が遅れる可能性が大きくなるという問題点があります。その意味で、被災者と被災地のどちらを重視するのかということが問われています。

ただ、ここで考えなくてはならないのは、その地域が震災後も、政策的に人口規模を維持することは可能かということです。今回の東日本大震災のように、既に人口が減っているような地域で震災が起きた場合、現地主義を維持したとしても、被災地の人口が回復することを期待するのは容易ではないでしょう。

▶ 今後の研究課題をお聞かせ下さい。

応急仮設住宅の建設を災害救助法から独立させた場合、政策として最も近い政策は公営住宅の活用です。避難所から仮設住宅へ、そして県営や市営の住宅に移ると流れは、阪神・淡路大震災でも見受けられました。阪神・淡路大震災において、公営住宅がどのような役割を果たしたのか、そして応急仮設住宅の建設とセットしてどのような対策とすることができるとのかについて、議論してみたいと思います。



Research Digest

Research Digest は、フェローの研究成果として発表された Discussion Paper を取り上げ、論文の問題意識、主要なポイント、政策的インプリケーションなどを著者へのインタビューを通してわかりやすく紹介するものです。

▶▶▶ Profile

2002 年東京大学大学院理学系研究科物理学専攻博士課程修了(博士号取得)。1999 年 4 月～2002 年 3 月日本学術振興会数物系(DC1) 研究員。2002 年 4 月～2012 年 3 月富士通総研経済研究所研究員(2007 年 6 月より上級研究員)。CRD 協会非常勤研究員、RIETI 研究会委員、一橋大学経済研究所特任准教授、科学技術政策研究所客員研究官などの兼務を経て、2012 年 4 月より現職。



齊藤 有希子_F

Yukiko SAITO

被災地以外の企業における東日本大震災の影響 —サプライチェーンにみる企業間ネットワーク構造とその含意—

2011 年 3 月の東日本大震災により、被災地の企業は大きな影響を受けた。企業間の結びつきの強さは、日本企業の競争力の源泉ととらえられているが、この強いつながりにより、今回の震災の影響はサプライチェーンを通じて、被災地から距離的に遠く離れた企業にまで波及した可能性がある。そこで、被災地以外の企業への影響について、齊藤有希子_Fは、中小企業を含む 80 万社の取引先データから、被災地以外の企業の被災地企業との取引関係を分析した。その結果、「取引先の取引先の、また先の取引先」まで含めると、全国的に 9 割の企業が被災地企業と結びついていることが分かった。

齊藤_Fは、震災のような大きなショックの影響は、取引関係を通じて被災地から距離的に遠く離れた企業にも波及する可能性があるので、企業は、異なる地域に複数の取引先を持つておくなど、長期的なリスク分散を考えておく必要があると指摘する。

サプライチェーンを通じて波及する影響

▶東日本大震災について、被災地以外の企業への影響をテーマに研究された動機は何でしょうか。

これまで、主に企業間の関係が企業のパフォーマンスに与える影響について研究してきましたが、千年に一度といわれる東日本大震災を経験して、研究者として何ができるのかを考えました。日本の競争力は企業の結びつきの強さによるものであるといわれています。東日本大震災によりこの結びつ

きが断たれれば、サプライチェーンを通じて被災地域以外の企業活動にも影響が及びます。

2004 年に新潟県中越地震が発生した時、被災しなかった企業にもサプライチェーンを通じて大きな影響が出たと報道されました。取引先の取引先が中越地方にあった企業に、そのつながりを通じて企業活動に重要な影響があったのです。大型地震による大きなショックは、企業のいくつかのつながりを経て影響が広がります。東日本大震災を受けて、被災地と被災地以外の企業との関係についても、このような影響が



波及する経路であるサプライチェーンの構造を把握する必要性が認識されました。こうした企業間の取引関係を通じての震災被害の影響を分析する際に重要なことは、企業間の取引ネットワーク構造をつかむことです。なぜなら、取引ネットワーク構造の違いによって、取引関係を通じて間接的に被害を受ける企業の数が異なり、企業がいくつかの取引先の段階を通じて被災地企業と結びついていれば、その企業が認識していなくても、震災の影響が波及してくるということがあるからです。

東日本大震災からの復興にあたっては、被災地以外の企業も健全である必要があります。したがって、被災地以外の企業に及んだ震災の影響もきちんと評価すべきであると考えました。

スケールフリーとスモールワールド

▶企業間の取引ネットワークについて、これまでの研究では、どのようなことがわかっているのでしょうか。

企業間の取引だけでなく、人間関係など社会学で観察されるものも含めて、多くの国で観察されているネットワークの構造に、スケールフリーとスモールワールドという構造があります。まずスケールフリーの構造ですが、企業間の関係については、取引先の数が「べき分布」を示していることです。「べき分布」は聞き慣れない言葉かもしれませんが、わかりやすい例では、富の分布を調べると、一握りの人たちが大部分の富を占めているという事実があります。これを企業の取引先の関係についてあてはめると、一握りの企業が非常に多くの企業と関係していることを指します。このような、多くの企業と関係している企業は「ハブ企業」と呼べます。さらに、「ハブ企業」同士の取引関係でも、一段と関係する企業が多い、さらなる「ハブ企業」が存在していて、企業間の取引関係は階層的な構造になっていることが確認されています。「べき分布」は、なぜそういうことが起きるのかについて、いろいろ議論されて説明が目指されていますが、都市の規模など、企業を取りまくいくつかの現象についても、あてはまるものです。

次にスモールワールドですが、これは文字通り「小さな世界」を意味します。人と人のつながりを考えてみると、世界はとても大きいのに、人と人との間は、ほんの少しのつながりで結びついています。このような結びつきは、企業間の取引ネットワークにも見られ、企業と企業の間はすべて短いリンクでつながっています。このため東日本大震災のような大きなショックが起きると、企業の間でその影響は波及しやすいと考えられます。

このように、企業間のネットワークはスケールフリーとスモー

ルワールドの構造を持っています。ネットワーク分析によって、このような企業間の関係性をいろいろ調べることができます。たとえば、特定の企業の取引先、その取引先の取引先などを調べれば、企業間がどのような結びつきをしているかがわかります。また、こうした結びつきの経路を調べることによって、震災だけでなく、企業業績の悪化や倒産などの大きなショックが企業間でどのような経路で波及するかを分析することができます。さらに、ネットワークにおける企業の位置と企業業績との関係や企業の取引先変更と業績変化の関係を分析することにより、ネットワーク構造と企業のパフォーマンスの関係も調べることが可能になります。

企業間の取引についての研究成果では、東京大学空間情報科学センターによるアドレスマッチングサービスを利用し、データにある80万社の住所情報を緯度・経度情報に変換して、企業間の取引がどれくらい近くでなされているかを分析しました。その結果、これだけ交通手段が発達している中でも、半数の企業が40キロメートル以内の企業と取引し、9割の企業が400メートル以内の企業と取引していることがわかりました。このことから考えると、震災の影響は距離的に遠くの企業には及ばないのではないかという考えが浮かびます。しかし、一方で、スモールワールドという企業の結びつきの特徴を考えると、距離的には遠くにある企業でも震災の影響があるのではないかと考えられます。そこで、実際にどれくらいの企業が被災地企業と取引しているのかを調べるが必要になってきます。

中小企業含め80万社から分析

▶今回の研究に使われたデータにはどのような特徴がありますか。

できるだけ多くの企業をカバーしているデータを使いたいと考えました。上場企業以外の取引データは入手するのが難しいのですが、今回使用した東京商工リサーチのデータは、中小企業を含めて80万社を調査しています。調査時点は2005年で、産業分類、創業年、3期分の売上高と利益金、従業員数、住所情報があります。また、取引先企業については、1社につき24社までの取引先を調べています。日本の企業数は180万社といわれ、活動していない企業も多くあることから、80万社のデータであれば、企業間のネットワーク全体を網羅的に見ることができると考えられます。取引先企業はIDによって識別されていますので、取引先の、また取引先というように順を追って取引先のネットワークを調べることが可能になります。このデータには全体で400万の取引関係

がとらえられていて、その中から多くの取引先を持つハブ企業を特定することもできます。

►具体的な分析はどのようにされたのでしょうか。

被災地を青森県、岩手県、宮城県、福島県の4県の太平洋沿岸の44市区町村として、これら被災地にある企業の取引関係を追っていきました。企業毎のIDにより、仮に同じ社名の企業が複数あったとしても混同することなく、1社ごとに取引関係を直接の取引関係、その先の取引先の取引先、またひとつ先の取引先というように順に追っていくことがプログラミングによって可能となります。こうして取引先の段階によって地域的に被災地企業の取引先がどのように分布しているかを調べるために、取引の段階ごとに取引先の企業が全体に占める割合を算出しました。

さらに、すでにまとめた研究で使った緯度・経度情報を用いて、これら取引先企業が地理的にどのように分布しているかを地図上にプロットしました。

3段階目までの取引先は9割が関係

►分析の結果、どのようなことがわかりましたか。

被災地企業の取引先は地理的に近いといわれていますが、実際には取引関係において、いくつか先の取引先になると全国的に分布していることがわかりました。東北地方における被災地企業の割合は17%ですが、直接の取引先を含めると34%になり、さらに取引先の取引先まで含めると82%に上がります。東北地方以外では、たとえば関東地方では、被災地企業の取引先は3%にとどまりますが、取引先の取引先まで含めると58%と半数以上の企業が関係しています。取引先の取引先まで含めた比率では、被災地から遠く離れた中国・四国や九州でも半数近くに上り、全体では6割近くに達することがわかりました。さらに取引先の取引先の、また取引先という3段階目まで含めると、全体ではちょうど9割に達し、中国・四国など被災地から遠方の地域も含め各地でも9割前後に上ります(表1)。このように、すべての地域で被災地企業と関係がないという企業はほとんどないことから、企業間のネットワークの「スモールワールド」という構造の特徴が確認できました。つまり、被災地から距離的には遠く離れていても、サプライチェーンを通じて震災の影響を受ける可能性があるのです。

さらに、緯度・経度情報を使った分析では、被災地企業の直接の取引先は企業全体に占める比率では少ないのですが、その地理的な分布は全国的に広がっていることがわかりました(図1)。このように地理的に広がった直接の取引先を核として、それぞれの地域において、取引先の取引先の数が増えると考えられます。

表1：地域別の企業の割合

	0次	1次まで	2次まで	3次まで
全体	2%	5%	57%	90%
北海道	0%	2%	60%	96%
東北	17%	34%	82%	97%
関東	0%	3%	58%	89%
中部	0%	1%	52%	91%
近畿	0%	1%	54%	88%
中国・四国	0%	1%	47%	90%
九州	0%	0%	43%	88%

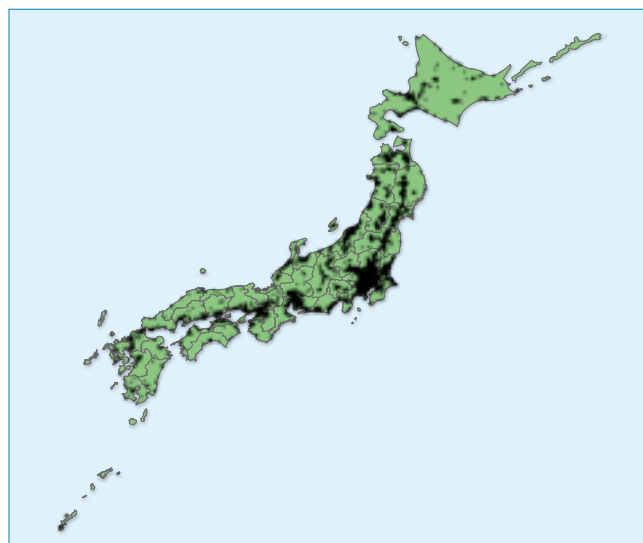


図1：被災地企業の取引先の地理的ひろがり

距離的に遠くても影響被る可能性

►分析の結果を踏まえて、政策や企業行動にどのような提言ができるでしょうか。

東日本大震災のような大きなショックが起きた時には、企業は被災地から遠く離れていても、サプライチェーンによる影響を考えなくてはならないということです。被災地の企業は震災によって設備が崩壊するなどの影響を受け、生産活動ができなくなる場合もあるでしょう。こうした震災の影響は被災地企業にとどまらず、被災地から遠く離れた企業にも及ぶと考えられます。たとえば、仕入れ先企業が被災して生産ができなくなれば、ほかの仕入れ先を探す必要がありますが、その企業の技術が特殊なもので、仕入れている製品がほかの企業からは仕入れできないような場合には、被災地以外の企業の生産にまで影響が及ぶ可能性もあります。また、販売先が被災地にある場合は、新たな販売先を見つける必要が出てくとも考えられます。これまで、日本の産業の競争力は取引先とのつながりの強さにあると考えられてきました。しか

し、今回の分析で明らかになったように、このような取引先とのつながりの強さに支えられた競争力は、震災のような大きなショックに対してより脆弱である可能性があります。

企業にとって直接の取引先を管理するという意識は日常的にあります。しかし、取引先の取引先となると、その管理は日常的にはあまり考えられていないのが実情です。取引先の取引先は地理的にかなり離れた場所にも立地していることが今回の分析でわかりました。東日本大震災のような災害が起きた時には、企業が認識していなくても、サプライチェーンによる影響を受ける可能性があります。企業は、サプライチェーンによって震災のようなショックの影響を受けるリスクをどう分散するかということを、日頃から考えておかなければならないでしょう。東海大地震など新たな災害の起きる可能性も指摘されている中で、企業はスモールワールドという、震災などの影響の波及を受けやすい取引関係の構造の中にいることを認識して、リスクを分散させるために、異なる地域に取引先を複数持つなどの長期的な対策を考えるべきです。

また災害が起きた時に、その影響からどう回復を図るのか、行政としてどのような援助ができるのか、集中的なサポートがいいのか、広域的なサポートがいいのか、なども検討しておく必要もあります。

取引先の変更と業績の関係を研究へ

▶今後の研究課題は何でしょうか。

今回の研究では、東日本大震災によって個々の企業が受けた影響の大きさについての事後的な調査はしていません。被災地以外の地域の企業が、いくつかの取引先を通じて被災地の企業と結びついている場合、被災地の企業が震災で大きな影響を受けたとしても、その企業の代わりになることができる取引先があるのであれば、代替することも可能になります。震災によって企業のパフォーマンスがどう変わったのかを、企業間のネットワークの変化と合わせて研究すれば、こうした企業行動と、それによって企業のパフォーマンスに表れる結果もわかってくるでしょう。東日本大震災からの企業活動の回復は早かったと一般的にはいわれていますが、震災によってどのように企業活動が落ち込んだのか、そこからどのように回復したのか、ということが重要です。

現在、一橋大学と帝国データバンクが共同で企業ネットワークに関する研究に取り組んでおり、この研究に参加しています。帝国データバンクの調査は40万社を対象に、取引先のほかに企業の業績も調べており、取引関係がどう変わったか、それによって企業のパフォーマンスがどう変わったかを分析することが可能です。また、平常時と震災のような大きなショックが起きた前後を比較して、震災によってどれだけの企業が廃業などによって退出したかも調べることができます。

私はもともと、企業間の関係性が企業のパフォーマンスにどう影響しているのか、を研究してきました。震災などの大きなショックは企業のパフォーマンスに短期的な落ち込みをもたらしますが、そこからの回復過程において、取引先を変更するということが企業のパフォーマンスに良い影響をもたらすのではないかと、という見方があります。これは、平常時であれば変更されない取引先が、震災などのショックをきっかけに、企業のパフォーマンスにとって、より良い関係へと変更される可能性を考慮した見方です。果たして、そのような取引先の変更がパフォーマンスに良い結果をもたらすことがあるのか、平常時における取引先の変更と合わせて分析し、企業のパフォーマンスとの関係を研究したいと考えています。

日本企業については、「系列」と呼ばれる取引関係がよく取り上げられます。「系列」は日本企業の強さを支える企業間の関係のようにならわれてきましたが、一方、取引関係を変更することにより、企業のパフォーマンスが良くなる可能性がある、とすれば、系列という固定的な関係は企業のパフォーマンスにとってマイナスの作用を及ぼす可能性があるかもしれません。たとえば、共同研究をする場合でも、同じ相手と組んで研究を続けていると、得られる知識が固定化しがちであり、違う相手と組むことが知識を広げることにつながる、ということがいわれます。企業のパフォーマンスにとっても、サプライチェーンの中で取引先を変更することが重要なのではないのでしょうか。

ただ、こうした取引先の変更と企業のパフォーマンスということについての研究は、今まで、ケーススタディはありますが、統計的な研究はあまりなされていません。企業間の関係をミクロベースで見た研究は意外に少ないのが実情です。幸いなことに日本の調査会社は企業の取引先を重視して調べていますので、取引先に関するデータはあります。日本以外では取引先のデータはあまりなかったため、企業の取引関係に関する研究は困難だったのですが、聞くところでは、米国でも日本のように取引先の調査が始まっているようです。米国に取引先と企業のパフォーマンスに関する研究で先を越されないように、取引先の変更と企業のパフォーマンスについて統計的な調査をしたいと考えています。



被災地以外の企業における東日本大震災の影響
—サプライチェーンにみる企業間ネットワーク構造とその含意—
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j020.pdf>

20 世紀末日本における 産業政策のレジーム変化

● 2012 年 6 月 22 日 開催

岡崎哲二 FF

Tetsuji OKAZAKI

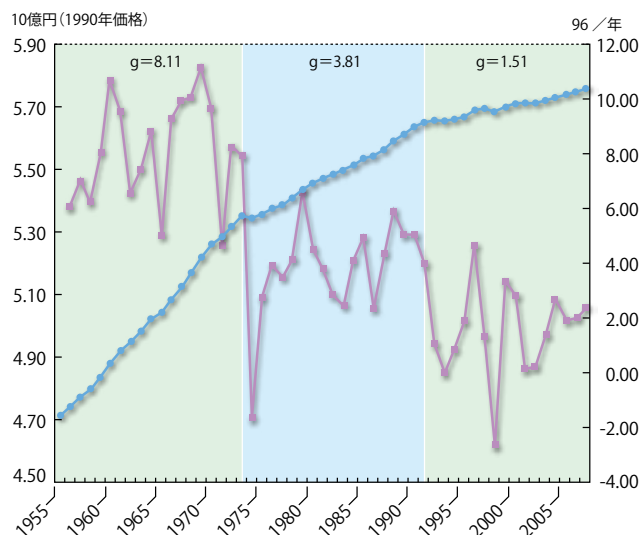
東京大学大学院 経済学研究科 教授



20 世紀末の 20 年間は、日本の経済社会にとって意味のある変化の時期であると同時に、通商産業政策にとってもきわめて大きな実質的かつ組織的な変化のときであった。RIETI では、この 1980 ～ 2000 年を中心とする「通商産業政策史」について、客観的な事実に加え、分析、評価的な視点も織り込みながら編纂を行い、総論 1 巻と主要な政策項目別に章立てを構成する各論 11 巻の全 12 巻のシリーズとして順次発刊の予定としている。

このうち、第 3 巻「産業政策」の編著者である岡崎 FF が、80 年代以降における産業政策レジームの変化の過程を概観するとともに、この時期に行われた介入政策の効果について検証した。

図 1. 経済成長経路の段階的变化



日本経済と政策当局が直面した問題

1955 年以降の経済成長経路の段階的变化として、石油危機のあった 70 年代前半と 90 年代初めに、実質 GDP の成長を示したグラフに明らかな屈折がみられます。この屈折は、ミクロの産業にも大きな影響を与えました。（左図 1 参照）

製造業（3 桁）の成長率分布をみると、1965 ～ 70 年の高度経済成長期には、マイナス成長の産業の比率は小さかったわけですが、1980 ～ 84 年には状況が大きく変わり、マイナス成長の産業は全体の 6 割に上っています。つまり 1980 年代前半には、半数以上の製造業の産業がマイナス成長に転じてしまったという問題に政策当局は直面をした

わけです。

このような成長率の下方屈折を象徴的に体現した産業は、鉄鋼や非鉄金属といった一次金属です。成長率引産業の推移をみると、1960年代後半は一次金属が牽引していましたが、80年代前半には最下位となり、マイナス成長になっています。

また製造業の設備稼働率も70年代前半に大きく下方屈折しており、それと明確に対応するかたちで、製造業のROA(総資産利益率)も低下しています。つまり1970年代、80年代に製造業の生産が減少し、設備の稼働率も下がり、収益率が下がったという実態がうかがえます。さらに、産業の成長率の低下は企業の資金不足を縮小させ、経常収支の黒字拡大につながります。それが国際摩擦の原因になるという状況でした。それが産業政策のあり方に、色濃く反映されていくことになります。

「伝統的」産業政策：1980年代前半

通商産業省(当時)以下、通産省)が70年代末に作成した「80年代の通商産業政策のあり方」では、産業構造政策の役割として、市場機能のみでは「長期的視点から見て望ましい産業構造」の実現が困難な場合は、市場機構を補完するかたちで介入することが認められています。そして、とくに円滑な産業調整の実現が強調されています。産業調整とは、特定の産業分野を縮小し他の産業分野に転換していくことです。当時、産業調整政策の主な対象になったのは、基礎素材産業でした。1981年には、通産省内に基礎素材対策研究会が設置され、過剰設備と収益率の低下が集中的に起こっていた基礎素材産業について調整の必要性が検討されました。

一方、当時すでに産業政策に対する国際的な風当たりが強くなっており、輸入規制などによって、基礎素材産業を露骨に保護することはやりにくい状況でした。研究会では、業界を再編成し、過当競争を防止するといった伝統的な産業政策が結論として掲げられています。そして1983年には、特定産業構造改善臨時措置法(以下、産構法)が制定されました。産構法では、産業調整が必要な平電炉業、アルミニウム製錬業、化学繊維製造業、化学肥料製造業、合金鉄製造業、洋紙製造業、板紙製造業、石油化学工業などを「特定産業」に指定し、構造改善基本計画のもと計画的な設備処理等の措置が講じられました。

『通商産業政策史 第3巻 産業政策』では、産構法の効果について定量的にテストしています。製造業120産業の1980～86年にわたる7年間のパネルデータを作成し、産業のパフォーマンス指標(ROA、TFP(全要素生産

性)上昇率、労働生産性上昇率)を用い、構造改善計画が設定されたことの効果を difference in differences 分析によって推定しました。その結果、ROA、TFP上昇率、労働生産性の上昇率のどれに対しても、明確なプラスの影響を与えていることがわかりました。なかでもROAは、指定されない産業よりも特定産業が3%以上高くなっており、相当大きな効果を与えたといえます。

このように産構法は通産省が意図した効果を収めた一方で、別の状況も顕在化してきました。強い産業政策的な介入に対し、外圧が強くなってきたことがそれです。1983～84年にかけて、「産業政策ダイアログ」が日米の産業政策当局の間で行われました。

米国側は、「日本企業による対米輸出競争力は、産業政策による特定産業に対する助成措置(ターゲット政策)によって培われたアンフェアなものである」、「産構法は、衰退産業の温存を図ろうとするものであり、輸入障壁となっている」と主張し、そのまま産構法を継続することは難しい状況になりつつありました。加えて、経常収支の黒字が拡大する中で、国際的な調和という観点からの要請も高まり、産業政策のあり方を環境変化に適應させる必要が出てきました。

外圧と政策変化：1980年代後半

1987年には産構法が期限を迎え、継続の議論もありましたが、環境として難しいということで、産業構造転換円滑化臨時措置法(以下、円滑化法)が制定されました。この法律は、「我が国の産業構造が国際経済環境と調和のとれた活力あるものに転換していくことが重要であることにかんがみ、特定業者の新たな経済的環境への適應を円滑にするための措置を講ずるとともに、特定地域の経済の安定および発展のための措置を講ずること等により、我が国の産業構造の転換の円滑化を図ること」を目的としています。政策介入の具体的な仕掛けとしては、特定の産業ではなく「特定事業者」と「特定地域」を対象とすることになっており、これは伝統的な業界を対象とした政策がここで放棄されたことを意味します。同時に、それまで伝統的に通産省が行ってきた独禁法の適用除外規定は行わないことにしました。

こうした新しい政策枠組みが1987年に準備されたわけですが、産構法と同じように、『通商産業政策史 第3巻 産業政策』では、円滑化法の地域経済に対する効果についてテストしています。ただし円滑化法では、政策の対象が産業ではなく地域・事業者であるため、ここでは地域に焦点をあてて検証しています。3234市町村の1986～

89年にわたる4年間のパネルデータを作成し、製造業雇用増加率、製造業実質出荷額増加率を用い、円滑化法に指定されたことによる効果を difference in differences 分析によって推定しました。その結果、円滑化法に指定された市町村は、指定されない市町村よりも雇用増加率が約3%大きく、相当大きな成果を上げていることがわかりました。

円滑化法が産業政策の歴史において持った意味について、1986年6月～1988年6月まで通産次官を務めた福川伸次元さんは、「産構法は延ばさないことにして、地域不況に特別な対策を講ずることになりました。産業構造転換円滑化臨時措置法というのをつくって、業種別の過剰処理ではなくて、事業所ごとの転換対策をいい計画があればそれを助成措置する、こういうことにだんだん変えていきました。業種対策は産構法が最後でした。(中略) 産業業種対策をこのころに変えていって、市場経済重視の政策に変わっていった、そういうことだと思うのです」と回想されています。

産業政策の転換と構造改革： 1990年代～2000年代

このような動きをさらに徹底したのが、1995年に制定された「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」(以下、事業革新法)です。この法律の対象は業種でも地域でもなく、「特定事業者」つまり個別の企業を対象として、「事業革新計画」を提出した企業に対して金融的支援を行うというものです。事業革新法についても、同じように政策効果に関するテストをしています。そこで企業886社の1994～99年にわたる6年間のパネルデータを作成し、企業のパフォーマンス指標(TFP上昇率、労働生産性上昇率)を用い、事業革新法に指定されたことの効果を difference in differences 分析によって推定しました。その結果、TFP上昇率、労働生産性上昇率ともに、かなり大きなプラスの効果を与えていることがわかりました。

以上のように90年代半ばにかけて産業政策の性格が大きく変化したわけですが、90年代後半には、さらなる産業政策の局面転換が生じました。いわば第3期に入るわけですが、この時期の政策は、端的にいうと構造改革政策としての産業政策というべきものだと思います。その変化を最初に提示したのが、通産省による「90年代の通産政策ビジョン」です。その中では、1980年代末に生じた東欧社会主義圏の崩壊によって、東西対立の影に隠れていた「西側諸国」間の摩擦が顕在化し、さらに国際経済交流の深化によって、経済摩擦が貿易だけでなく、投

資、技術、金融からさらには制度、慣行等の構造的側面に拡大すると述べられています。また、日本経済のプレゼンスの増大によって、日本の経済力に対する懸念が強まり、日本の社会構造や文化にまで立ち入った不信感さえ生じていると懸念しています。

こうした考え方に基づいて、90年代における産業政策の新しいコンセプトを、いわばマニフェストとして示したのが、1993年の産業構造審議会基本問題小委員会による中間提言です。そこでは、「21世紀の我が国経済にふさわしい新たな制度的枠組みを構築するという観点から、企業システム、雇用システム、金融・資本市場システムに関連する各種の制度改革を行う」とうたわれています。その前提となる日本の経済システムに関する認識として、企業については、長期的な量的拡大志向の経営、激しい企業間競争、経営者の自律性の高さ(裁量の余地の広さ)、横並び指向、長期継続的取引などを示しています。また雇用については、ホワイトカラーとブルーカラーに共通の長期雇用慣行があり、それを支える仕組みとして、メインバンクや株式持合いといったものと述べています。このように、公的文書として日本的な企業システムを正面から取り上げ、それを前提に制度改革の必要性を提言している点に大きな特徴があります。

産業構造審議会基本問題小委員会は、1994年に最終報告書をまとめていますが、その中で、今後は諸制度・規制等を所与のものとして受け入れるのではなく、ルールや制度そのものを変えることが政策の対象になるという新しい政策手法を提言しています。

橋本内閣と経済構造改革の始動

こういった通産省の考え方の変化が、最初に具体的な形をとったのは橋本内閣の時代だと思います。橋本内閣は、1996～98年にかけて、行政改革、経済構造改革、金融システム改革、社会保障構造改革、財政構造改革、教育改革という「6つの改革」を提言しました。

橋本首相(当時)の所信表明演説では、「高コスト構造の是正によって我が国を産業活動の魅力ある舞台とし、質の高い雇用機会をつくり出すために、徹底した規制の排除・撤廃・緩和、企業と労働に関する諸制度の改革、人、物、情報の効率的な移動を支える基盤整備などを行います」と言われました。

その背景として、1996年10月に通産次官が産構審の検討事項等を橋本首相に説明した際、橋本首相は「大きな仕掛け」の必要性を指摘したということがあります。そして翌11月には、橋本首相が通産相に対し、経済構造

改革案を通産省が中心となって、各省庁と調整のうえ策定するよう指示をしました。いわば通産省が経済構造改革の中心的な役割を担っていくことが明確になったわけです。牧野力元通産次官は、「いま経産省でいろいろ進めている構造改革のホールピクチャーをとらえて出したのは、このころでしょうね」と回想しています。また渡辺修元通産次官は、「この時期は経済構造改革を通産省が責任を持ってやれと、これは初めてのことです」、また「通産省が経済構造改革という横割りで各省に球を投げ、その球を経済構造改革という横串で全部受け止めるというのは、今までなかったことでした」と回想しています。

そして最終的に、1996年12月には「経済構造の変革と創造のためのプログラム」が閣議決定されました。その中には、「これまで我が国の経済発展を支えてきたさまざまなシステムの変革を迫っており、痛みを恐れずに変革に大胆に取り組むことにより、我が国の経済の新たな発展の可能性が開かれる」とうたわれています。そして、日

本に新たな産業が生まれてくるような環境基盤を整備することが示されました。

まとめ

1980年前半は、「伝統的」産業政策、業界政策としての産業政策の時代であり、特定の産業全体を対象として護送船団的に業界政策が講じられました。そして、独禁法適用除外という手段が用いられました。1980年代後半になると、特定産業内の特定企業のみを対象とした政策に移行し、独禁法の適用除外もなくなりました。その背景には、米国を中心とした国際的な産業政策批判がありました。

そして1990年代以降になると、制度改革が産業政策の主要な対象となってきました。その背景として、日本経済の長期的な停滞とともに、経済学研究の影響が反映されていると考えられます。

質疑応答

Q かつてはインダストリアルポリシーという、経済学の論壇の中では極めて異端のように感じられた時期もあって、それを背景に、通産省あるいは経産省の政策は、相当の外圧にさらされたと思います。今日のお話では、3つの法律が少なくとも行政対策として一定の効果を上げ、特定の企業のパフォーマンスを上げる効果があったと推定できるわけですが、このような認識は、国際的な経済学の論壇の中ではどのように評価、あるいは再評価されているのでしょうか。

A 産業政策については、経済学者の中で今日でもいろいろな議論があります。一方では、政策をやってもやらなくても同じだという考え方もあり、他方で何らかの効果があるという考え方があります。さらに、効果があるからいいのだという人と、あるからいけないのだという人に分かれるわけです。いまだに3つぐらいの立場が併存しているのが現状だと思います。ただ、最近はOECDを含め、海外で産業政策をポジティブに見直す動きが強くなっています。



巻タイトル	著者・編者
第1巻『総論』	尾高 煌之助 (RIETI SRA/ 一橋大学名誉教授 / 法政大学名誉教授)
第2巻『通商・貿易政策』	阿部 武司 (大阪大学大学院経済学研究科教授)
第3巻『産業政策』	岡崎 哲二 (RIETI FF/ 東京大学大学院経済学研究科教授)
第4巻『商務流通政策』	石原 武政 (関西学院大学商学部教授)
第5巻『立地・環境・保安政策』	武田 晴人 (東京大学大学院経済学研究科教授)
第6巻『基礎産業政策』	山崎 志郎 (首都大学東京都市教養学部経営学系教授)
第7巻『機械情報産業政策』	長谷川 信 (青山学院大学副学長 / 経営学部教授)
第8巻『生活産業政策』	松島 茂 (東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授)
第9巻『産業技術政策』	沢井 実 (大阪大学大学院経済学研究科教授)
第10巻『資源エネルギー政策』	橘川 武郎 (一橋大学大学院商学研究科教授)
第11巻『知的財産政策』	中山 信弘 (明治大学特任教授 / 東京大学名誉教授)
第12巻『中小企業政策』	中田 哲雄 (同志社大学大学院ビジネス研究科教授)

RIETI 政策シンポジウム

2012 年 7 月 31 日開催

『新しい公共』の担い手としてのサードセクター： 各法人形態の現状とサードセクター構築への課題



社会的、公共的課題に取り組む主体として、政府、企業と並んで、「新しい公共」の担い手としてのサードセクターへの関心が高まっている。こうした背景を受け、RIETI では、2011 年初めに、特定非営利活動法人（狭義の NPO）のみならず公益法人や協同組合も含めた広義のサードセクターを対象とした実態調査を実施した。

H22 年度「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」

<http://www.rieti.go.jp/jp/projects/research-activity/np02010/index.html>

本シンポジウムでは、このアンケート調査によって明らかになったサードセクターの現状を紹介した上で、それぞれの法人形態の実情に詳しい専門家により、現在の法人形態の枠を超えて、より包括的なサードセクターを構築していく上での課題と、そうして構築されていくサードセクターが果たすべき役割などについて活発な意見交換が行われた。

総論

「日本におけるサードセクターの現状と経営課題」

後 房雄 FF（名古屋大学）

NPO 法制定の意義



日本では、1995 年の阪神淡路大震災を契機に、ボランティア活動等を行う民間の非営利団体に法人格を与え、活動を支援する目的で、1998 年に特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行された。この法律には、2 つの意義があった。第 1 に、従来は環境保護や障害者福祉など分野別

に行われてきた諸活動を 1 つの市民活動セクターとして位置付け、社会的認知を高めたこと。第 2 に、主務官庁制により分断的かつ行政依存性だった伝統的な NPO を、本来あるべき形へと向かわせる突破口となったことだ。

その後、2006 年には公益法人制度改革が行われ、主務官庁制を外すための具体的措置として、民法 34 条「公益法人の設立」以下の大量の条文が一括削除された。民法の大幅改正は敗戦直後を除けばほとんど例を見ないので、画期的なことであった。しかし、本来のあるべき非営利法人の制度から見れば、改革の余地はいまだ大きい。

NPO 法から 15 年後

NPO 法制定から 15 年が経ち、特定非営利活動法人は急増した。NPO という呼称も普及し、社会的認知は高まったが、全体として組織的力は極めて小さいと言わざるを得ない。たとえば、有給職員を雇用できている NPO は半分以下で、残りは事務局運営さえボランティアに頼っている。このことは、問題解決力の不十分さにもつながっている。

一方で、社会福祉法人や学校法人、医療法人については、経営力や公益性を高める方向での自己改革が進み始めている。この背景には、「New Public Management」といわれる公共セクターの改革の国際的な流れがある。日本でも「官から民へ」「中央から地方へ」や、2009 年に民主党政権が提唱した「新しい公共」など、政府・行政側の動きと連動した変化が見られている。

その中で、ここ数年、社会起業家や社会的企業といった言葉が注目を集めている。これは、NPO の組織的力や問題解決力の不十分さの原因が、各法人のマネジメント水準の低さにあるとして、それを強化しようという意識の表れと考えられる。

こうした現状を前提にすると、この 15 年は「NPO はどのような役割を果たすか」ということが議論の中心であったが、その主語を「サードセクター」へと変えるべきではないだろうか。そのシンボリックな事例として、「新しい公共」推進会議の専門委員会が 2011 年に発表した報告書では、主語は NPO では

なく市民セクターとなっている。ここには各種公益法人に加え
て協同組合や地縁団体、非営利の社会的企業も含まれる。

サードセクターのマクロ規模

RIETI では 2010 ～ 11 年にかけて、1 万 2500 のサンプルを対
象に「日本におけるサードセクターの経営実態に関する調査」
を行った。サンプリングの基礎としたのは総務省の「平成 18
年事業所・企業統計調査」だが、その最新版の「平成 21 年
経済センサス基礎調査」によると、事業所数は 604 万、従業
員総数は 6286 万人で、そのうち民営の事業所は 588 万、従
業員 5844 万人、国・地方公共団体の運営する事業所は 15 万、
従業員 441 万人だった。

1990 年にジョンズ・ホプキンス大学が実施した国際比較調
査によれば、非営利セクターの雇用者数が全体に占める割合
は、先進 7 カ国平均が 3.4% に対し日本は 2.5%、GDP に占め
る運営費総額の割合は、7 カ国平均が 3.5% に対し日本は 3.2%
と、いずれも小さい。しかし、今回の経済センサスの調査結
果を見ると、1999 年から 2009 年の間に、事業所数は 5.4% か
ら 6.9%、従業員数が 9.1% から 11.5% と着実に伸びている。

組織的力量的格差と収入構造

さらに、各サードセクターの経営や組織実態に関するミクロ
データとして、(1) 組織概要、(2) ガバナンス (理事会の運営・情
報公開等)、(3) 成長・発展意欲、(4) 収入構造の 4 項目に関し
ても調査を行った。特に重視したのは (4) の収入構造だ。同じ
公的資金であっても、補助金・助成金は「もらった収入 (voluntary
income)」であるため、一般的に出す側の発言力が強くなる。
一方、委託金は物やサービスの対価として「稼いだ収入 (earned
income)」であるため、組織の自立性が維持しやすい。従って、
少なくともこの 2 つは区別して議論する必要がある。

これらを基に、事業所数、常勤理事の人数、就業規則や
給与規定の整備、決算報告の公開といった項目について、目立っ
て良いものを +1 点、目立って低いものを -1 点、中間を 0 点
として集計し、法人形態ごとの組織的力量的格差を評価した。
組織的な力量が高いグループには、学校法人 (22 点)、社会
福祉法人 (17 点)、生協・農協 (16 点)、公益財団法人 (13 点)
が含まれる。中間グループには、一般財団法人 (6 点)、一般
社団法人 (3 点)、公益社団法人 (-5 点) が含まれる。力量
の低いグループには特定非営利活動法人 (-13 点)、法人格
のない団体 (-18 ～ -19 点) が含まれる。

収入構造に関しては、日本のサードセクターは公的資金の割
合が 63.6% と非常に高い。このうち稼いだ収入は 42.7% で、も
らった収入 20.9% の 2 倍以上となっている。これは、医療保
険制度、公的介護保険制度、障害者自立支援法などがすべて
バウチャー制度を採っていることに起因する。バウチャー制度
は、まず利用者に公的資金 (バウチャー券ないし使途が限定
された資金) を配分し、利用者が選んだ事業者に最終的に資

金が渡るという構造のため、事業者間の競争が活性化し、か
つ利用者の選択権や発言権が強まる効果があるとして日本で
も広く採用されている。

これらの結果から、「稼いだ収入」の割合が高いか低いか、
公的資金の割合が高いか低いかによって 4 つの類型に分類
した。

図 1. 収入構造の 4 類型

		公的資金の割合	
		高い	低い
「稼いだ収入 の割合」	高い	特例民間法人 (財団) 特例費営利活動法人 社会福祉法人	共同組合 一般社団法人 一般財団法人 公益財団法人 特例民放法人 (社団) 法人格無し (地縁)
	低い		学校法人 その他法人 法人格無し (地縁以外) 公益社団法人

このように、収入構造上もサードセクターは多様であるとい
える。

ピーター・フラムキンは、サードセクターの社会的役割として、
4 つの機能を提唱している。すなわち、①市民を政治に動員す
ること、②必要とされるサービスを提供し、政府の失敗と市場
の失敗に対応すること、③ボランティアや寄付者等が活動を通
じて価値や献身、信仰を表出できるようにすること、④商業と
慈善事業を統合した社会的企業を創出することである。今回
の調査結果を基に評価すると、日本では②サービス提供はか
なり充実してきているが、④社会的企業の創出はまだ弱いと分
析できる。

日本におけるサードセクター構築への課題

では、日本のサードセクターが実質的に 1 つのセクターとな
り、社会に期待される役割を果たすためには、どのような課
題があるのだろうか。

まず第 1 に、個々の組織の経営力強化が必要である。次に、
事業独占や参入規制などの制度的障害を打破しなければならない。
そして第 3 に、公的資金の割合は高いが自律性は維持
されているという状況にするためには、事業委託契約や管理
者制度、バウチャー制度など、成果重視、民間団体の自律性
保障への改革を行い、同時に間接費を含めたフルコストを支払
うという制度を確立していく必要がある。こうした制度改革を
行っていくことで、さまざまな法人格を共存させる意味はな
くなり、より統一的簡易な非営利法人制度や協同組合制度が導
入しやすくなるはずだ。現状では、法人格には特権がセットに
なっているため統合には抵抗が大きい、法人格制度というよ
りも、むしろ仕事をする上での諸制度を透明で公平なものに
変えていくことが当面の課題といえる。

パネルディスカッション

公益法人の現状と

サードセクター構築への課題

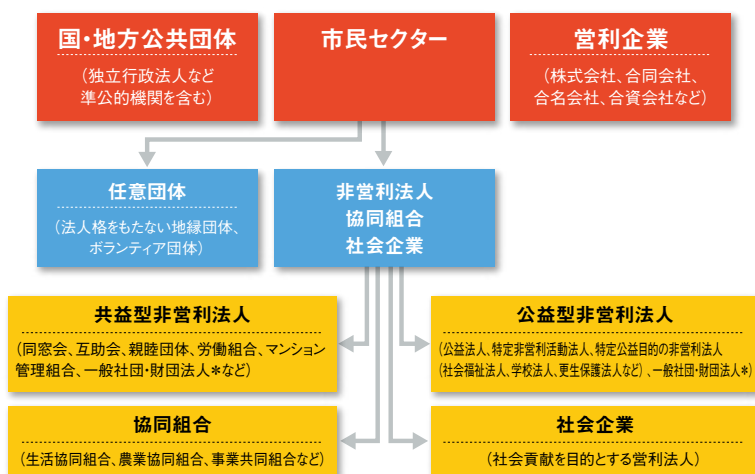
太田 達男（公益財団法人公益法人協会（JACO）理事長）



2011年の「新しい公共」推進会議において、サードセクターを指して「市民セクター」という表現が使われた。社会の組織は、国・地方公共団体、市民セクター、営利企業という3つのセクターから成っており、市民セクターには任意団体ならびに非営利法人・協同組合・社会的企業が含まれる。

的企業が含まれる。

図2. 新しい公共推進会議における市民セクターのイメージ



*一般社団法人・一般財団法人は非営利法人であるが、共益的な目的にも公益的な目的にも利用できる

非営利組織については、①公式に設立されたもの、②民間組織（非政府機関）、③利益配分をしない、④自主的管理、⑤有志によるもの、⑥公益のためのものというレスター・サラモンによる定義が用いられている。日本では最初、公益法人がこの6つの要件をすべて充足するかどうかで問題になったが、現行公益法人制度ではすべてを充足している。一方で、その後出てきた特定非営利法人との関係において、公益法人とはむしろ行政の一翼を担うものであるという誤解のもとにもなった。

旧公益法人制度は2008年12月に抜本改正され、5年以内に新しい制度に移行することになっている。現在、公益法人が直面する課題は3つある。まず、より柔軟で持続可能な自立的経営を可能にする制度にする必要がある。次に、規模の大小や事業の中身を1つの規律で律するには無理がある。3つ目に、年末調整における寄付金控除の手続きを可能にするなど寄付税制の改善を行い、寄付文化の一層の醸成が求められる。

社会福祉法人の現状と問題

田島 誠一（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科 教授）



社会福祉法人は、1952年、社会福祉事業法によって誕生した。その後、福祉諸法の成立とともに措置制度が普及したことで、昭和40年代以降、社会福祉法人は制度の独占的な委託先として指定された。同時に、補助金の充実などによって多くの福祉施設が生まれ、政府系金融機関や県による手厚い補助制度も整備された。その結果、社会福祉施設数と法人数はパラレルに伸びてきたが、「一法人一施設」指導の撤廃により、2005年以降は横ばいとなった。

一方、1981年、土光臨調のころに社会福祉は措置ではなく契約で行うべきだという議論が出てきた。これを受け、1988年には民間営利事業者の一部が在宅介護に参入するようになった。介護保険導入後には、居宅サービスに営利企業が参入することになり、今や営利企業のシェアは過半数となっている。保育についても1997年の児童福祉法改正により、措置ではなく契約であるとされた。現在、認可保育所では営利企業を含む民間法人の参入は5%程度に止まっているが、東京都や横浜市が独自に認定する保育所では営利企業が圧倒的なシェアを持っている。

現在、社会福祉法人は、規模が小さい、財政基盤が弱い、ガバナンスが不十分、官の関与が強いといった問題を抱えている。また、地方の特別養護老人ホームの施設長の多くが行政OBという状況もある。今後歩むべき道としては、公益性を発揮し、サービスの質の向上を図ることが何よりも重要である。また、職員給与を改善し、勤務の継続性・事業の持続性を高めることで、非営利性を徹底することも求められる。これにより、地域に福祉文化を醸成し、「地主制」を基にした前近代的な経営から脱却しなければならない。

新しい公共の担い手としてのサードセクター ～各法人形態の現状とサードセクター構築への課題～

藤岡 喜美子（特定非営利活動法人市民フォーラム 21・NPOセンター 事務局長）

NPO法人には、ボランティアを中心として活動する草の根的な団体と、有給職員を雇用する団体が存在する。どちらで



あるかによって支援の在り方は違うはずだが、現状では両者が同じように扱われていることに問題がある。たとえば、地縁的組織のような団体に中途半端な補助金・助成金を提供することは望ましくない。夏の盆踊り大会のために、地域住民にその意義を説明し、身

銭を頂くことで地域の人の意識を変えていくという効果があるが、そこに助成金などが出れば、その効果が失われてしまう。一方、有給職員を雇用する団体にとって大きな課題となっているのが、職員への有給休暇の付与や社会保険の加入といった面での基盤強化だ。こうした団体に対する社会保障面での支援が望まれる。

有給職員を有するNPO法人の1つに「NPO 法人福祉サポートセンターさわやか愛知」がある。この団体は介護保険事業者として、利用者が住み慣れた地域や自宅で最期を迎えるためのサポートを行うことをミッションに掲げているため、施設サービスは行わず、在宅支援サービスに特化している。また、1時間750円でどんな「困った」にも対応するという事業を展開している。こうした助け合い事業を行う組織は全国に存在するが、その多くが事業継続に悩んでいる。さわやか愛知では、公的資金と自主事業の対価を組み合わせ、経営を成り立たせている。

NPO 法人が存在感を示すためには、参入規制の緩和やセクター間の人の流動性を高めることが必要となる。そのためには、各団体が自ら経営力を上げ、労働環境を向上していかなければならない。

日本におけるサードセクター構築のための課題：協同組合の視点から

栗本 昭（公益財団法人生活協同組合総合研究所 理事）



日本の生協は、農協と並び世界最大級の組織・事業を持っている。生協は、現在では先輩であるヨーロッパの生協よりもはるかに大きな組織に成長し、組合員の8割、事業高の4割を日本一国で占めている。金融の協同組合には、農協、信金、信組、労金という

業態があるが、この4者で日本の預金の24%、貸し付けの16%を占め、各協同組合における共済は生命保険の契約高の約23%を占める。

生協は経済活動だけでなく、消費者運動や環境問題への取り組みなど、さまざまな社会的な役割を果たしている。とりわけ医療福祉サービスの提供においては、医療保険事業

や介護保険事業で非営利法人と競合する関係になっている。また、「くらしの助け合いの会」というボランティア組織を設け、1時間700円で家事サービスを提供しており、これはNPO 法人と競合する。

日本の協同組合は、サードセクターの中では財政規模も比較的大きく、特に生協・農協は組織的力量が高いが、協同組合全体の認知度は低いのが現状だ。また、法人格の数だけ法律と主務官庁があり、産業政策に基づいて協同組合法が作られたため、官庁、族議員、業界団体の「仕切られた多元主義」がいまだに厳然と存在する。今後はこうした点を改善し、セクターとしてのアイデンティティを確立していかななくてはならない。

新しい公共の推進

青木 信之（内閣府 大臣官房審議官）



7月31日に閣議決定された日本再生戦略には、「新しい公共」という言葉が入っている。これは、日本は今後「共創の国」を目指そうというメッセージであり、共創の国ではすべての人に居場所と出番があり、すべての人が新しい公共の担い手とされている。

わが国が抱える高齢化、災害、エネルギーなどの課題を考えたとき、行政だけで物事を解決できる状況にはない。従って、それぞれの地域で問題を解決し、その解決モデルを集約していくことで社会全体のイノベーションを進めていくことが求められているのだ。

民主党政権が誕生して以来、「新しい公共」の取り組みを少しでも前に進めるべく、寄付税制が抜本的に拡充された。この制度が適用されるためには、その団体が地方公共団体の条例上も住民税控除の対象になっているなどの一定の要件をクリアしなければならない。その要件を満たした団体が1万円寄付すれば、足切りの2000円を除いた8000円の4割である3200円に加え、住民税を1割分含めた合計4000円が返ってくるという仕組みである。

これらの改革の狙いは、専門的なノウハウを持つサードセクターが、行政に代わって国民の要望に対応できるようにしていくことにある。そのためには、一定以上の経営規模が必要になる。今後、市民セクター側が行政と対等な関係でアイデアを出し、お互いに企画提案をしていくため、さまざまなセクターが協力していくことが重要である。

ディスカッション

行政とサードセクターのかかわり

太田：政府は今、特定の法人形態（公益社団法人、公益財団法人等）に関して、国、各市町村、独立行政法人からの支出の点検・見直しを命じている。一部の公益法人が国や独法と癒着して業務委託を受けたり、天下りの受け皿となっている事実を否定しないし、支出が惰性で行われないよう監視することは当然必要だ。しかし、特定の法人形態のみを対象とすることは当該法人形態自体に否定的印象を与えかねない。正当な契約に基づく行政との密着と癒着とは峻別して議論すべきだ。

藤岡：今後は行政の守備範囲を NPO に開放していく必要がある。そのためには、地縁的組織と新しくできた組織とが連携・協力しながら、地域での自治活動における活動領域を広げていくことが望ましい。また、市町村や都道府県の側も、民間が実施主体となれるような仕組みをつくっていくことが重要である。既に自治体と NPO が対等なパートナーとして、自由度の高い契約を結んでいる事例もあるので、参考にしてほしい。

青木：行政と NPO がタイアップして行うことが望ましい仕事もあれば、NPO がスピード感を持って実施し、行政が遠くから見守るという形態が望ましい仕事もある。いずれにしても最も重要なのは、中間支援団体を通じた持続可能な担い手の育成を行っていることだろう。

後 FF：国立大学法人や独立行政法人、社会福祉法人など、行政からの助成に依存している非営利公益法人は、明確な成果目標を課した上で、それを達成したか否かを評価すべきだ。現状では、事業の実施方法から人員配置まで細かく行政が規定し、裁量の余地がほとんどない代わりに成果目標もほとんど問われない。これを成果志向に変え、トップに経営的裁量を与えることで、サードセクターも活動しやすく、行政にとっても費用対効果の面で望ましい枠組が構築できるはずだ。

田島：社会福祉法人は、社会福祉事業が全事業の半分を下回らなければ、公益事業や収益事業をしてもよいが、実際には行政から厳しい縛りがかけられている。行政には従来のさまざまな規制を緩和し、公益法人を単なる利用手段と見なす認識を改めてほしい。

非営利組織における人材の確保

太田：非営利セクターにとって、従業員に家族を養えるだけの

賃金を払うことは非常に困難だ。その背景には、非営利というからには利益など出さず、ボランティア同然の安い賃金で働くべきだという大きな誤解がある。その最たるものが、収入と支出が均衡もしくは赤字でなければ公益法人と認定しないという「収支相償の原則」だ。私はこれを公益法人制度改革の中でも一番の悪法だと思っている。赤字の組織が持続的に運営できるはずがなく、いつか必ず破綻する。むしろ積極的に利益を出し、十分な高い賃金を払い、稼いだ利益を新しい公益事業の拡大再生産に投下していくことが、真に公益法人らしい姿ではないだろうか。

藤岡：給与の問題については、特に専門性に見合った対価を払うことが求められる。また、ボランティアでも有償と無償の形態が混在しているため、両者をしっかりと区別しなければならない。そして、われわれ担い手側が狭い意味の NPO 法人にとらわれずに活発に議論していくことが重要である。

栗本：日本では、法人格によって事業領域が厳格に区切られており、たとえば生協では再生可能エネルギーに取り組めない、複数のステークホルダーが参加する協同組合がつかれないという問題があり、これを改善していかなければならない。また、大規模な協同組合や非営利組織が持っている資源（人材・資金・物流）を活用し、サードセクター全体を底上げしていくべき。サードセクター間の関係強化を図っていく必要があるだろう。

青木：現在、企業の人材投資は大きく落ち込んでいる。これは社会全体の課題であり、新しい公共の担い手という観点からも、仕事をする中で力を蓄えてもらうにはどうすればよいかを考えていきたい。



日本におけるサードセクター組織の現状と課題
—法人形態ごとの組織、ガバナンス、財政の比較—
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j012.pdf>

日中韓コンファレンス

域内通貨金融協力



グローバル化が進む中、日本企業が世界の市場で活躍していくためには、円とさまざまな通貨との間での為替の安定化が不可欠だ。東アジアにおける通貨・金融協力について議論を深めるため、RIETI は 2011 年より、中国社会科学院 (CASS) と韓国・北東アジア研究基金 (NEAR Foundation) と共催で、日中韓コンファレンスを開催している。第 2 回目となる今回は、ユーロ危機が東アジアに与えたインパクトとそれからの教訓をサブ・テーマに加えて、東アジアにおける長期的な地域協力の課題として外貨準備の管理、アジア共通通貨単位 (AMU)、アジア債券市場育成イニシアチブ (ABMI) と資本・金融規制など、幅広い分野についての意見交換が行われた。

基調講演

伊藤 隆敏 PD/FF (東京大学 教授)

アジアにおける経済金融協力は勢いを失っている。加えて、優れたモデルと信じられていた欧州という手本が崩れつつある。1997 年のアジア金融危機以来、多くの人々が地域協力に取り組んできたが、アジア経済協力の将来について楽観視することは難しくなっている。



欧州危機はなぜ起きたか

欧州では、国により発展段階や財政規律が異なることが、共通通貨の維持に伴う困難さを増大している。ユーロ圏の平均インフレターゲットは 2% 近くであるが、1990 年代は、スペイン及びアイルランドのインフレ率は 5% だったのに対して、ドイツでは 1.0 ~ 1.5% だった。欧州中央銀行 (ECB) 筋は、バラッサ・サミュエルソン効果によりこの状況は持続可能であると主張し、これを「コンバージェンス (収斂)」と呼び、高成長国ではインフレ率も高くなるのが自然であると主張した。しかし、スペインとギリシャは現在、単位労働コストの「ディバージェンス (乖離)」を

放置したとして批判されている。

一方で、ユーロ圏の国にギリシャを救済する政治的な意志があれば、救済は可能だったと考えられる。ギリシャはユーロ圏の域内総生産 (GDP) のわずか 3% を占めるに過ぎず、ギリシャのために通貨面でのセーフティネットを提供することは大きな問題ではない。この危機は、ギリシャに少量の資金を条件付きで供給し、自発的な債務不履行 (デフォルト) を強要したことによって長引いた。ギリシャに対して無条件で資金を供給することは不公平であるとドイツ国民が感じるのには当然である。ギリシャとは違って、ドイツでは退職年齢も高く、賃金は抑制されており、労働倫理も高く、税率も高い傾向にある。メルケル首相は、ドイツ有権者を前にギリシャの無条件救済に同意することは難しかっただろう。欧州諸国はスペイン、イタリア、ポルトガルの救済についてはより積極的であるようで、さらに、欧州金融安定ファシリティ (EFSF) による安定メカニズムが導入され、これも大きな支援となる



可能性がある。したがって、考えられるギリシャ離脱の後、ユーロ圏の結束が維持される望みはまだ残っている。

アジアはどうすべきか

我々はアジアにおいて、根本的な危機、つまり債務超過については、厳格な条件付きで対処しなければならないと主張してきた。流動性危機は投資家のパニックにより引き起こされるものであり、「最後の貸し手」のオペレーションにより解消されるべきである。だからこそ、チェンマイ・イニシアチブ（CMI）が創設された。また ASEAN+3 マクロ経済研究オフィス（AMRO）も設立された。AMRO は根本的な債務超過と流動性危機を区別するうえで有益である。欧州から学ぶべき教訓は、発展段階の異なる諸国のあいだでの金融的な調整は非常に困難な課題であるということ、そして、さらに重要なのは、経済統合を維持するためには政治的な意志が存在しなければならないということである。

アジアの現状は、また別の問題群を反映している。残念ながら、欧州型モデルをアジアでうまく活用していくことはできないことがわかってしまった。我々は域内での自由貿易協定（FTA）を加速していく必要がある。アジアの通貨及び為替レートについてはさまざまな問題があるため、関税率だけでなく国内制度も対象としなければならないが、この点では非常に遅れている。FTA 推進という点では日本は実績に乏しい。韓国はすでに米国・欧州と FTA を締結しており、それによる恩恵を享受している。日本の政治家は、日本経済に恩恵をもたらす合理的な判断を下すことができないようだ。日本は韓国・オーストラリアとの FTA 締結のチャンスを逃し、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定にも非常に及び腰である。日本があらゆる FTA から排除されてしまう危険性もある。

これ以外にも、国内レベルの問題もある。日本は財政問題を抱えており、消費増税は正しい方向への第 1 歩だが、これによって TPP 及び FTA への取り組みが遅れてしまった。韓国及び中国では近日常に政権移行の時期を迎え、当面、対外関係は二の次となる。

本日のようなコンファレンスは、経済統合には経済的な恩恵が存在することを確認するためにも良い機会である。来年以降、新たな体制のもとで、経済統合による恩恵の実現に向けた経済戦略が描き出されることが期待される。

長期的には、人的資本と次世代への投資に注力すべき。日中韓の大学のハーモナイゼーションを図る「キャンパス・アジア」といったシステムによって、20 年～25 年先にリーダーとなる若い世代が、政策対話と相互信頼に向けて、理解を深め準備を進めることが可能になる。現時点では克服すべき問題が山積しているとはいえ、次世代に向けて、またアジアの経済統合の将来に向けて希望は存在する。

セッション 1

東アジアの視点から見たユーロ危機の影響と教訓

グローバル金融危機の背後にあるメカニズム

小川 英治 FF（一橋大学 教授）



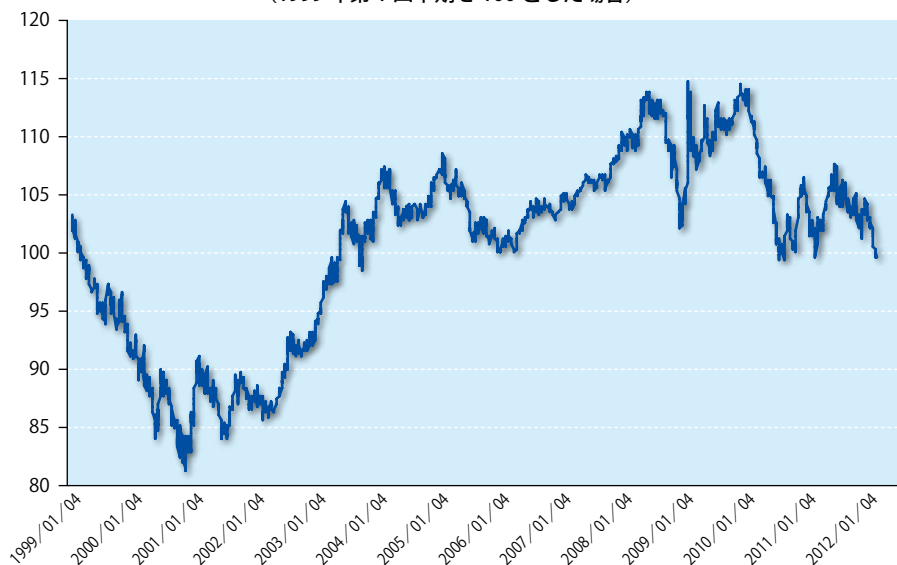
ユーロの価値は導入直後から激しく変動した。

グローバル・インバランス（世界的な経常収支の不均衡）は 1990 年代後半に始まり、2008 年の世界金融危機の一因となった。危機の始まりとともに、米ドルの水準はユーロなどに対して逆に上昇したが、アジア諸国通貨はさまざまな動きを示した。

住宅バブルが崩壊したことにより米国の金融機関が打撃を受け、ひいてはそれが、石油輸出国と米国とのあいだの国際金融仲介を担っていた欧州の金融機関にも影響を及ぼした。ア

名目実効為替レート ユーロ対貿易パートナー 20 カ国

（1999 年第 1 四半期を 100 とした場合）



Data: ECB

図 1：ユーロの変動

アジア諸国の巨額の貯蓄は米国債への投資に回っていたため、アメリカの住宅バブル崩壊による直接的な影響はなかった。

世界金融危機は、先進諸国の財政収支に2つの影響を及ぼした。第1に、金融機関のバランスシートが打撃を受け、各国政府が資本注入を行わざるを得なくなった。第2に、世界的な景気後退をもたらした。それに対応するため、G20諸国は財政刺激策における国際協調を形成した。

2008年、複数の欧州諸国が財政赤字を抱えている状況で景気後退が生じたことは明らかである。ユーロ圏の債務額を見ると、対GDP比ではギリシャが最悪の財政状態であるが、全体として見ればギリシャ以外の一部の諸国も財政収支が悪化していた。ユーロ圏諸国の国債利回りはドイツの国債利回り近くに収斂していたが、ギリシャの財政赤字の修正後の数値が発表された後、ソブリンリスクを反映してギリシャの国債利回りは急激に上昇した。

危機に対処するためには、欧州は3つの措置を実施すべきである。財政の健全化、債務の再編、他のユーロ圏諸国への危機伝染を防ぐための金融セーフティネットの確立である。欧州では、ギリシャ支援の遅れが金融危機の深刻化を招いた。1997年にアジア通貨危機・金融危機を経験したことにより、アジアではすでに地域金融協力が導入されている。日中韓では、さらなる危機を防止するための地域金融協力の強化を狙ったチェンマイ・イニシアチブ(CMI)に基づく監視プロセスを通じて、資本の急激な変動やマクロ経済政策を注意深くモニタリングすべきである。

アジアにおける経済統合

KIM Soyoung (ソウル国立大学 教授)



2000年代になって、アジア諸国の景気循環の連動(co-movements)は相当に増大した。我々は経済統合が景気循環の連動性に与えた影響について、貿易による統合と金融による統合、さらに、アジア域内での統合とアジアと世界の他地域とのつながりの影響のそれぞれを別々に検証した。

結果からは、アジア域内における貿易統合に対する地域的な政策取り組み、たとえばASEAN+3諸国間のFTAなどは、参加国の景気循環の連動性を増大させる可能性が高いと考えられる。しかしアジア域内での金融統合に向けた地域的取り組み、たとえばアジア債券市場育成イニシアチブ(ABMI)やアジア資本市場イニシアチブ(ACMI)などは、域内における景気循環の連動性を低下させる可能性がある。ただし、金融統合が貿易統合を促進することで景気循環の連動性に

プラスの影響を与える可能性があり、また消費成長率の連動性を増大させる可能性もある。

欧州金融危機の原因とその影響

LONG Guoqiang (中国国务院発展研究中心・対外経済関係研究局 局長)



ユーロ圏債務危機の本当の原因は、域内通貨統合が財政の統合を伴わないものであったため、域内の発展水準の不均衡に通貨体制が対応できなかった点にある。南欧を中心とする経済小国は、為替レートの切り下げを手段とする国際競争力の調整ができなくなり、また失業

した労働者の再配置や中央政府からの財政移転によって失業率上昇を緩和することもできなかった。経済小国の政府にとっては、借り入れをして債務を蓄積する道しかなかったのである。

欧州は、さらなる統合(主として財政の統合)に向かうか、ユーロの解体に向かうかという岐路にある。これまでの救済措置はすべて対症療法であるため、危機はまだ長く続くだろう。こうした不確実性が続くあいだ、アジア諸国の経済はその影響を受け続けることになる。アジア市場に対する主な影響としては、アジア諸国の外貨準備高への影響、欧州市場における民間投資の減少、EUに対する輸出の減速、の3つがある。特に、中国にとってEUは最大の輸出市場であり、輸出の減速は、最終的には中国の経済成長の減速を意味するだろう。

ユーロ危機はアジア市場にポジティブな影響も与えている。欧州における価格水準が非常に低くなっているため、アジアの投資家は企業やブランドを非常に安く買収できる。これはアジア諸国の経済の成長を支え、国内市場に新しいテクノロジーを導入することを可能にするものである。

アジア通貨協力の主要な意義は、「アジア・ドル」といった共通通貨の導入は良い選択肢ではなさそうだ、という点である。

セッション2

長期的かつ将来的な域内協力問題

外貨準備の管理

CHOI Gongpil (韓国金融研究所 シニアリサーチフェロー)

アジア経済が直面している難題の1つは、過剰な外貨準備をいかにして利用可能かつ有益なものにしていくかという点



だ。アジア地域における金融の安定性を確保するためには、新たな資産を生み出す必要がある。そのためには、米ドル建ての資産に依存するのではなく、日中韓各国の通貨を活用するのが最善だと考えられる。

日中韓の潜在的な金融危機のリスクに対応するためには、投資を多角化し政府の資金への依存を減らしていくことが効果的である。提案されている日中韓基金は、緊急時の信用供与を可能にし、グローバル規模のキャピタルフローの正常化に貢献することが期待される。他方、実現するためには、新たに創設される法的枠組みに対する信任と公衆の信頼が必要になるが、日中韓の各通貨ともに、国際化に必要な要件は満たしていない。各国が十分な資産を提供できない大きな理由の1つは、市場規模の小ささである。前進していくためには、日中韓各国間の協力が不可欠であり、政治的な動機付けをなくし、合意すべき共通の基盤を見出して率先して行動すべき。

制度化に向けたアジェンダについては、FTA 関連の紛争を処理するための最高審理機関 (high court) を創設することが必要。中小企業の地域的なバランス回復、グローバル気候変動基金の確立といった問題についても行動を起こすことは可能だが、どの1つをとっても、日中韓基金の形成なしには不可能だろう。

アラブ通貨基金 (AMF) 及びアジア決済同盟 (ACU) を持つ湾岸協力会議加盟国は、現在、将来的な共通通貨について議論している。湾岸諸国と比較してアジア経済が非常に重要性を増しているなかで、これ以上進捗を遅らせるための口実はない。

ユーロと AMU の違い

清水 順子 (学習院大学 教授)



欧州危機の前から、アジア及び南米においてはすでに共通通貨単位についての議論が行われていた。現在ではこれを推進することは困難になっているが、今までのように東アジアの基軸通貨として米ドルを使い続けるということではなく、アジア通貨を主体とした新たなステップ

について論じるべきである。特に、アジアの緊密の経済関係を考慮すれば、アジア通貨間での監視 (サーベイランス) が非常に重要になりつつある。

ユーロは単一通貨であり、域内の貿易不均衡を調整する能力は持っていないが、AMU は、東アジア 13 カ国の通貨で構成された人工的なバスケット通貨にすぎず、実質的に、ユーロの前身である欧州通貨単位 (ECU) に類似している。

通貨制度に関して、中国などアジアの多くの国では資本規制を維持しており、これが高い取引コストとなってアジア通貨の障害として作用している。一方、ユーロは大きな外為リスクを伴わなかったものの、通貨としての自律性がなかったために、その経済は深刻なソブリンリスクに直面している。

AMU は域内の監視指標として重要な役割を果たしている。たとえば貿易収支と AMU 乖離指標 (AMUDI) の関係に注目すると、世界金融危機はアジアの通貨に非対称な影響を与えており、そうした動きがアジア域内の貿易不均衡に強く関連していることがわかる。現在のアジア諸国間の差異は依然としてユーロ圏諸国間の差異よりも大きいため、固定的な通貨体制は当面馴染まないと考えられるが、域内国間での為替レートを安定させるための監視指標として AMUDI を利用する何らかのルールや為替協調体制を構築する必要がある。

サーベイランス指標として AMUDI を利用する場合には、いくつか検討すべき重要な要因がある。たとえば、AMU を構成する通貨の 90% に相当する主要通貨国をある一定のバンド内にまとめた上で、貿易黒字国・赤字国を別々にモニタリングすること等が必要となる。また、貿易の決済通貨のアジア現地通貨化を実現するためには、AMUDI とともに、日中韓 3 カ国の通貨で構成されたバスケット通貨を創出し、まずは日中韓の 3 カ国の貿易決済に用いる決済システムを構築することが最善の行動路線であろう。

ABMI と金融規制

HE Fan (CASS 世界経済政治研究所 副所長)



アジアでは、巨額の外貨準備が蓄積され、そのほとんどは米国債に投資されてきた。こうして我々は「ドルの罠 (dollar trap)」にはまっている。ポートフォリオを多様化するには、グローバルな投資が必要だ。中国、インド、その他の新興市場諸国の台頭により、エネルギー、原材料、農産物への需要が増大する

だろうが、この分野への投資は今のところ十分とはいえない。またアジア諸国がインフラ (特に経済的に開発の遅れた地域と成長センターとを結ぶ越境的なインフラ) に投資していくことも重要である。

これまでのところ、ABMI はインフラの未発達や民間部門の積極的な参加の不足などにより進展せずにいる。地域や

国々の債券市場のさらなる発展のためには、緊密な協力が必要である。また、自国通貨建ての債券の発行を奨励し、民間投資家の参加を奨励することも有益であろう。

日中韓基金は好ましいと思われるが、詳細について注意深く検証していく必要がある。たとえば、日中韓基金の創設に向けたシナリオの1つである米国債の売却をすれば、米ドルの為替レートが急落し、国際金融市場に劇的な影響を与えることになる。また、米国債を保有したまま、新しい準備金を設けるというシナリオもあるが、これは今後も外貨準備を積み上げ続けることができるという仮定に基づいている。

インフラへの投資と投資のグローバル化は、双方とも優れたアイデアである。多くの課題はあるだろうが、AMBIは増大し国際化していくものと予想される。

セッション3

パネルディスカッション

KIM Jung-SIK (延世大学 教授)



欧州金融危機から学んだ教訓は、協力と金融市場の発展の大切さである。国ごとに状況が異なり、また国同士の対立もあり得るなかで、どのオプションが現実的なものかを知ることが重要である。欧州危機の教訓の1つは、コンバージェンス（収斂）が非常に重要だという点にある。

日中韓各国の経済は差異が少ないため、大きな成功を収める可能性が高いと考えられているが、日中韓各国のあいだでどのような協力が可能であり、その後国際的に拡大していけるかを議論していきたい。

Chung Duck-Koo (韓国・北東アジア研究基金 会長)



韓国は以前から、既存の貿易障壁について遺憾に思っており、アジア地域における外為取引体制ネットワークの向上に務めている。FTA ネットワークの主要な目的は貿易障壁の撤廃だが、最も重要なのは各国で異なる為替レートである。まずは、FTAを通じた現実的な経済統合を継続的に進めていくことに取り組み、その後、金融協力を追求す

べきである。1つの大国が域内の資本市場・債券市場で支配的なポジションを占めれば、金利政策あるいは国内マクロ経済政策の形成に深刻な影響が出る可能性がある。そのため、日中韓は、機能的なマクロ経済政策の調整機関を作らなければならない。

小川 FF



日本政府は地域協力に対して確固たるスタンスを持っている。貿易に関しては、日本は米国その他の国との TPP 締結を推進しようとしており、また、TPP 締結を進めながら、中国、韓国それぞれとの FTA 締結を目指している。これらの同時達成は矛盾するものではない。

RHEE Yeongseop (ソウル国立大学 教授)



アジアは急速かつ長期的な経済成長を達成し、世界経済の成長を主導している。重要なファクターの1つがアジアの各通貨の為替レートの安定性だ。アジア地域の今後の繁栄のために、域内各国間の為替レートの安定性を確保するための協力メカニズムが非常に大切である。

乖離指標としての ACU はますます重要になりつつある。しかし、ACU をアジア為替レートの乖離指標として正しく使うためには、域内各通貨の価値をよく反映するような最適化されたバージョンを作り出す必要がある。ACU をどのように構成するか、またアジア各国の通貨間の安定性のために、この指標をどのように活用するかについては、コンセンサスを得る必要がある。日中韓各国はその取り組みを主導する必要がある。

小川 FF

日本政府及び民間部門も韓国政府と同様に、為替レートの安定を願っている。その理由は、日中韓各国において為替レートが安定した状態であれば、生産ネットワークの確立を支えられるからだ。

植村 修一 SF

Shuichi UEMURA

Profile

1979年東京大学法学部卒業後、日本銀行入行。営業局、ロンドン駐在、大蔵省銀行局総務課長補佐（出向）、調査統計局企画調査課長、同経済調査課長、大分支店長などを経て、2004年より2年間RIETI上席研究員（出向）。日本銀行へ帰任後、金融機構局参事役、同審議役を経て2011年日本銀行退職。2012年より現職。



研究領域・関心分野について、教えてください。

大学での専攻は法学部でしたが、日本銀行でのキャリアの中で、調査統計局に10年ほど勤務した際に経済分析を担当したことから、金融をメインにマクロ経済を研究するようになりました。その後、金融機構局に5年間勤務し、金融機関への立ち入り調査を担当しましたが、その間にサブプライムローン問題、リーマンショック、金融危機などが相次ぎ、金融のリスク管理についても本格的に研究するようになりました。私の場合は政策指向の研究をやってきたこと、金融の裏側の世界も含めて広く関わってきたことが背景にあるので、純粋な研究者とは少し違っているかもしれません。

RIETI ではどのような研究をしているのですか？

RIETI では2つの研究テーマがあります。20年前にバブルの崩壊を経験している日本にとって、現在のグローバルな金融危機はひと昔前に経験済みです。今の日本から見てそれがどのように映るのか、世界で言われていることを踏まえて新たに光を当て、「日本からの視点」を発信していくというのが1つ目のテーマです。

現在の金融危機の直接的な原因については、アメリカ政府のレポートなどで明らかになってきていますが、歴史的にみて、バブルの生成と崩壊、そして金融危機といったものは繰り返して発生しています。なぜ金融危機は繰り返すのかを解明するのが、2つ目のテーマです。

こういった目の前の重要な問題・経済現象を広く皆さんに理解してもらうための研究を目指しています。

これらの研究はどのように役立てられるのでしょうか？

研究を大別すると、今年度や来年度の施策に盛り込めるようなものと、もう少し長い目で見て政策にとって意味のあるものがあります。私の研究はどちらかというと後者だと思います。金融危機の最中にある現在に役立つというよりは、金融危機が落ち着いて人々が忘れ去ってしまったところ、もっと言えば、今後も繰り返し起こるであろう金融危機の際に参照して欲しいと思っています。

ネガティブな事ほど忘れてしまうのが人間の性で、時間の経過とともに世代交代が起きると、過去の教訓は置き去りにされがちです。時々立ち止まって過去に学ぶというのは大切なこ

とですし、金融危機とは繰り返すものだと思っておくのとおかないのでは、被害の程度も違ってくると思います。

RIETI の研究員であることで研究に有利なことはありますか？

日本のバブルが本格的に破裂した1992年当時、私は大蔵省銀行局の課長補佐でした。当時の関係者の中には既に引退されている方も多いので、事情を鮮明に覚えている私の世代が記録を残しておかなければならないと思っています。

記録を残すためには、当時の資料を収集しなければなりませんが、紙媒体がメインな時代の例に漏れず、図書館や出版社など、さまざまなところに資料が散在しています。どこにどんな資料が残っているかという知見と、それをかき集める労力が必要です。RIETI は霞ヶ関という物理的な立地の良さ、公的立場の研究員として協力を得やすいこと、FFの大学教授やCFの官僚の方々と議論できることなど、研究を進める上で色々と助けになります。今このタイミングでRIETIの研究員でいられて良かったと思っています。

余暇は何をして過ごしていますか？

読書とペットの世話をしています。犬3匹と、9つの水槽に日本産淡水魚を30種60匹ほど飼っています。子供の頃の夢は動物園の園長か水族館の館長でした。淡水魚の飼育は水作りが命です。水道水から塩素を抜き、濾過器を設置してゴミを取り除き、バクテリアなどバランスのとれた水を作るのは、水槽の中に小宇宙を作るようなものです。妻にはあきれられていますけれど。

歴史好きと伺っていますが。

幼稚園時代から、戦国武将の名前を一通り言えるくらいの歴史好きです。日本史では関ヶ原の合戦、世界史ではナポレオンのワーテルローの戦いについてなら本が書けます。歴史を見ることは人を見ることであり、歴史の魅力は「人間を理解する」ということです。これは、過去を見るだけでなく未来につながるのだと思います。未来は予想はできないけれど、過去を踏まえて物事を考えることで変えることはできていると思っています。こうしてみると、金融危機の研究にも通じるものがありますね。

DPは研究所内のレビュー・プロセスを経て専門論文の形式にまとめられた研究成果です。

◆全文はRIETIウェブサイトからダウンロードできます。 www.rieti.go.jp/jp/publications/act_dp.html

【RIETI 第3期中期計画期間（2011～2015年度）の研究体制について】

RIETIは第3期中期計画において、日本経済を成長軌道に乗せ、その成長を確固たるものにしていくためのグランドデザインを理論面から支えていくことが期待されています。このため、今後5年程度を見越した経済産業政策の重点的な視点（下図参照）に沿って研究を推進することが求められています。第3期の研究テーマは、これらの視点を常に踏まえることを基本方針として、個々の研究テーマのうち一定のまとまりを持つ政策研究分野として9つのプログラムを設定し、これらプログラムの下にそれぞれ複数の研究プロジェクトを設けることとしています。また、これらのほか、プログラムに属さない「特定研究」があります。なお、研究の進捗状況や経済情勢の変化に伴う新たな研究ニーズを踏まえ、必要があればプログラムの変更・追加等を行うこととします。

研究に反映すべき経済産業政策の重点的な3つの視点

1. 世界の成長を取り込む
2. 新たな成長分野を切り拓く
3. 持続的成長を支える経済社会制度を創る



〔第3期中期計画期間（2011～2015年度）の研究〕

貿易投資

12-E-055 2012年9月

An Eaton-Kortum Model of Trade and Growth

日本語タイトル：貿易と成長のイートン・コートム・モデル

- 内藤 巧 (早稲田大学)
- プロジェクト：グローバル経済における技術に関する経済分析
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e055.pdf>

12-E-057 2012年9月

Negative Effects of Intellectual Property Protection: The unusual suspects?

日本語タイトル：知的財産権保護の負の効果：特殊要因？

- 武智 一貴 (法政大学)
- プロジェクト：グローバル経済における技術に関する経済分析
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e057.pdf>

国際マクロ

12-E-053 2012年9月

Demographic Change and Directed Technological Change

日本語タイトル：人口動態と方向づけられた技術変化

- 小林 慶一郎 SF
- プロジェクト：財政再建などを中心としたマクロ経済政策に関する研究
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e053.pdf>

12-E-054 2012年9月

Banking in the Lagos-Wright Monetary Economy

日本語タイトル：ラゴス＝ライト型貨幣経済における銀行

- 小林 慶一郎 SF
- プロジェクト：財政再建などを中心としたマクロ経済政策に関する研究
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e054.pdf>

地域経済

12-J-020 2012年7月

被災地以外の企業における東日本大震災の影響 —サプライチェーンにみる企業間ネットワーク構造とその含意—

- 齊藤 有希子 F
- プログラム：組織間、発明者間の地理的接近性とネットワーク
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j020.pdf>

12-J-024 2012年7月

東日本大震災の被災地域への負の供給ショックと 復興の経済波及効果に関する乗数分析—2地域間SAMを用いて—

- 沖山 充 (株) 現代文化研究所)
- 徳永 澄憲 (筑波大学)
- 阿久根 優子 (麗澤大学)
- プログラム：持続可能な地域づくり：新たな産業集積と機能の分担
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j024.pdf>

技術とイノベーション

12-J-033 2012年9月

発明者から見た 2000 年代初頭の日本のイノベーション過程： イノベーション力強化への課題

- 長岡 貞男 FF
- 塚田 尚稔 F
- 大西 宏一郎 (大阪工業大学)
- 西村 陽一郎 (神奈川大学)
- プロジェクト：イノベーション過程とその制度インフラのマイクロデータによる研究
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j033.pdf>

12-E-059 2012年9月

Life-cycle Productivity of Industrial Inventors: Education and other determinants

日本語タイトル：企業内研究者のライフサイクル発明生産性

- 大西 宏一郎 (大阪工業大学)
- 長岡 貞男 FF
- プロジェクト：イノベーション過程とその制度インフラのマイクロデータによる研究
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e059.pdf>

産業・企業生産性向上

12-J-022 2012年7月

日本企業の本社部門の立地について： 本社移転の決定要因と生産性による選別

- 松浦 寿幸 (慶應義塾大学産業研究所)
- プロジェクト：我が国の企業間生産性格差の規定要因：マイクロデータを用いた実証分析
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j022.pdf>

12-J-025 2012年7月

海外市場情報と輸出開始：情報提供者としての取引銀行の役割

- 乾 友彦 (日本大学)
- 伊藤 恵子 FF
- 宮川 大介 (日本政策投資銀行)
- 庄司 啓史 (衆議院)
- プロジェクト：東アジア企業生産性
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j025.pdf>

新しい産業政策

12-E-040 2012年6月

Scaling Laws in Labor Productivity

日本語タイトル：労働生産性におけるスケーリング則

- 藤原 義久 (兵庫県立大学)
- 青山 秀明 FF
- Mauro GALLEGATI (Polytechnic University of Marche, Italy)
- プロジェクト：中小企業のダイナミクス・環境エネルギー・成長
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e040.pdf>

12-E-041 2012年6月

Equilibrium Distribution of Labor Productivity

日本語タイトル：労働生産性の平衡分布

- 青山 秀明 FF
- 家富 洋 (東京大学)
- 吉川 洋 (東京大学)
- プロジェクト：中小企業のダイナミクス・環境エネルギー・成長
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e041.pdf>

人的資本

12-J-027 2012年8月

感情が消費者態度に及ぼす影響についての予備的研究

- 関沢 洋一 SF
- 桑原 進 (内閣府経済社会総合研究所)
- プロジェクト：人的資本という観点から見たメンタルヘルスについての研究
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j027.pdf>

12-J-029 2012年8月

発展途上国のキャッチダウン型イノベーションと日本企業の対応 —中国の電動自転車と唐沢製作所

- 丸川 知雄 (東京大学)
- 駒形 哲哉 (慶應義塾大学)
- プロジェクト：アジアにおけるビジネス・人材戦略研究
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j029.pdf>

社会保障・税財政

12-J-010 2012年4月

公的負担と企業行動—企業アンケートに基づく実証分析—

- 小林 庸平 CF
- 久米 功一 (名古屋商科大学)
- 及川 景太 CF
- 曾根 哲郎 CF
- プロジェクト：経済成長を損なわない財政再建策の検討
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j010.pdf>

12-J-018 2012年6月

日本の財政赤字の維持可能性

- 深尾 光洋 FF
- プロジェクト：経済成長を損なわない財政再建策の検討
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j018.pdf>

特定研究

12-E-046 2012年7月

Do Bond Issues Mitigate Hold-up Costs? Evidence from Japan's financial liberalization period

日本語タイトル：社債発行が企業の現預金保有に与える影響：
1980年代の適債基準緩和に注目した実証分析

- 内野 泰助 RAs
- プロジェクト：効率的な企業金融・企業間ネットワークのあり方を考える研究会
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e046.pdf>

12-E-048 2012年7月

New Regression Models with Egocentric Social Network Data: An analysis of political party preference in Japan

日本語タイトル：自己中心的社会的ネットワークデータを用いる
新たな回帰分析モデル：日本における政治政党選好の分析

- 山口 一男 VF
- プロジェクト：SNSを用いたネットワークの経済分析
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e048.pdf>

その他特別な研究成果

12-J-017 2012年5月

日本企業の構造変化：経営戦略・内部組織・企業行動

- 森川 正之 理事・副所長
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j017.pdf>

基盤政策研究領域	経済産業省によって作成された中期目標において設定されている研究領域	ドメインⅠ 少子高齢化社会における経済活力の維持 ドメインⅡ 国際競争力を維持するためのイノベーションシステム ドメインⅢ 経済のグローバル化、アジアにおける経済関係緊密化と我が国の国際戦略
隣接基礎研究領域	RIETI が主体的に、所内のプロセスを経て決定して実施していく研究領域	隣接基礎 A 金融構造、コーポレート・ガバナンスの展開等、企業関連制度 隣接基礎 B 規制改革と政策評価のあり方 隣接基礎 C パネル・マイクロデータの整備と活用

基盤政策研究領域Ⅱ

12-J-031 2012 年 9 月

サービス産業における賃金低下の要因～誰の賃金下がったのか～

- 児玉 直美 CF
- 乾 友彦 (日本大学)
- 権 赫旭 FF
- プロジェクト：サービス産業生産性向上に関する研究
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12j031.pdf>

12-E-038 2012 年 6 月

Exposure to Low-wage Country Imports and the Growth of Japanese Manufacturing Plants

日本語タイトル：製造業における低賃金諸国からの輸入と日本の事業所の動向

- Anna Maria MAYDA (ジョージタウン大学)
- 中根 誠人 CF
- STEINBERG, Chad CF
- 山田 浩之 (大阪大学)
- プロジェクト：産業・企業の生産性と日本の経済成長
- <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/12e038.pdf>

BBL セミナー 開催実績

- 2012 年 6 月 13 日
 スピーカー：宍倉 正展 (産業技術総合研究所 活断層・地震研究センター 海溝型地震履歴研究チーム長)
 「過去を知ってより現実的な巨大地震・津波の想定へ」

- 2012 年 6 月 14 日
 スピーカー：谷口 真美 (早稲田大学大学院 商学研究科 教授)
 コメンテータ：山口 一男 VF (シカゴ大学ハンナ・ホルボーン・グレイ記念特別社会学教授)
 「多様な人材をいかす ～グローバル化と戦略的人事管理」

- 2012 年 6 月 15 日
 スピーカー：角野 然生 (経済産業省 経済産業政策局 産業構造課長)
 「『成熟』と『多様性』を力に ～価格競争から価値創造経済へ～」

- 2012 年 6 月 19 日
 スピーカー：橘・フクシマ・咲江 (G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長)
 「グローバル人材戦略ーダイバーシティを生かすにはー」

- 2012 年 6 月 22 日
 スピーカー：岡崎 哲二 (東京大学大学院 経済学研究科 教授)
 「『通産政策史シリーズ』 20 世紀末日本における産業政策のレジーム変化」

- 2012 年 6 月 26 日
 スピーカー：玄地 裕 (産業技術総合研究所 安全科学研究部門 素材エネルギー研究グループ長)
 「節電対策とヒートアイランド対策」

- 2012 年 6 月 27 日
 スピーカー：John R. BEAR (President & CEO, Midwest Independent Transmission System Operator, Inc. (MISO))
 「米国の電力自由化の状況と MISO の対応」

- 2012 年 7 月 4 日
 スピーカー：ジョルジュ・デヴォー (マッキンゼー・アンド・カンパニー 日本支社長)
 コメンテータ：山口 一男 VF (シカゴ大学ハンナ・ホルボーン・グレイ記念特別社会学教授)
 「女性が企業にもたらすインパクト」

- 2012 年 7 月 6 日
 スピーカー：桐山 伸夫 CF (経済産業省 通商政策局 企画調査室長)
 スピーカー：関口 訓央 CF (経済産業省 産業技術環境局 認証課 課長補佐)
 「平成 24 年版通商白書：世界とのつながりの中で広げる成長のフロンティア」

BBL (Brown Bag Lunch) セミナーでは、国内外の識者を招き講演を行い、さまざまなテーマについて政策立案者、アカデミア、産業界、ジャーナリスト、外交官らとのディスカッションを行っています。なお、スピーカーの肩書は講演当時のものです。

- 2012 年 7 月 11 日
 スピーカー：植村 修一 SF
 「リスク、不確実性、そして想定外」

- 2012 年 7 月 18 日
 スピーカー：武石 恵美子 (法政大学 キャリアデザイン学部 教授)
 「働き方改革を進めるための人事マネジメントの課題：ワーク・ライフ・バランス国際比較調査からの示唆」

- 2012 年 7 月 25 日
 スピーカー：平沼 光 (東京財団研究員・政策プロデューサー)
 「資源エネルギー政策構築に欠かせない国際標準化の視点」

- 2012 年 8 月 1 日
 スピーカー：杉原 茂 (内閣府 官房審議官 (経済財政分析担当))
 「平成 24 年度 年次経済財政報告書」

- 2012 年 8 月 8 日
 スピーカー：山下 哲夫 (総務省 行政管理局 企画調整課長)
 「東日本大震災：政府の被災者生活支援チームの活動と経験」

- 2012 年 8 月 29 日
 スピーカー：桐山 伸夫 CF (財務省 大臣官房企画官 (元経済協力開発機構 (OECD) 貿易・農業局上席貿易政策分析官))
 スピーカー・モデレータ：笹路 健 (経済産業省 通商政策局 アジア太平洋地域協力推進室長)
 コメンテータ：坂田 一郎 CF (東京大学工学系研究科 教授)
 「イノベーションと貿易：アジア太平洋地域の革新的成長に向けて」

- 2012 年 8 月 30 日
 スピーカー：パトリック・ロー (WTO チーフエコノミスト)
 "Global Supply Chains and Trade Policy"

- 2012 年 9 月 7 日
 スピーカー：セオドア・A・パラダイス (ニューヨーク州弁護士デビッド・ボーク・アンド・ウォードウェルパートナー)
 コメンテータ：安達 俊久 (日本ベンチャーキャピタル協会会長 / 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ (株) 代表取締役社長)
 「米国 JOBS 法」

- 2012 年 9 月 12 日
 スピーカー：山田 大介 ((株) みずほコーポレート銀行 執行役員産業調査部長)
 「内外経済・産業構造の趨勢変化を読む」



独立行政法人 **経済産業研究所**

<http://www.rieti.go.jp>



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。